

# 令和6年定例第1回市議会会議録(第1日)

令和6年2月29日午前9時30分定例第1回市議会をみやま市役所議場に招集した。

## 1. 応招議員は次のとおりである。

1番	諸 富 正 也	9番	前 原 武 美
2番	三小田 智 裕	10番	上津原 博
3番	黒 田 清 隆	11番	荒 卷 隆 伸
4番	河 野 一 仁	12番	瀬 口 健
5番	森 弘 子	13番	中 尾 眞智子
6番	奥 菌 由美子	14番	中 島 一 博
7番	吉 原 政 宏	15番	宮 本 五 市
8番	古 賀 義 教	16番	牛 嶋 利 三

## 2. 不応招議員は次のとおりである。

な し

## 3. 出席議員は次のとおりである。

出席議員は応招議員と同じである。

## 4. 欠席議員は次のとおりである。

欠席議員は不応招議員と同じである。

5. 本会議の書記は、次のとおりである。

議会事務局長	椛嶋 晋治	係長	高野 志乃扶
参与	田中 裕樹	書記	大木 新介

6. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

市長	松嶋 盛人	企画振興課長	村越 公貞
副市長	三重野 直美	財政課長	大坪 康春
教育長	待鳥 博人	健康づくり課長	田中 聡美
監査委員	河野 信祐	福祉課長兼 福祉事務所副所長	松尾 郁代
総務部長	西山 俊英	企画振興課 地方創生係長	福山 武
市民部長 兼市民課長	松尾 和久	総務課人事係長	廣重 慶輔
保健福祉部長兼 福祉事務所長	盛田 勝徳	農林水産課長	坂本 生治
環境経済部長	木村 勝幸	商工観光課長	猿本 邦博
建設都市部長	松尾 武喜	建設課長	城戸 邦宏
教育部長	藤吉 裕治	上下水道課長	前原 俊也
消防長	北嶋 俊治	統計調査課長兼 行政委員会事務局長	松藤 典子
総務課長	平川 貞雄	環境衛生課 循環型社会推進係長	今村 雅義

7. 付議事件は、次のとおりである。

- (1) 会期の決定について
- (2) 会議録署名議員の指名について
- (3) 監査報告について（例月出納検査、定期監査）
- (4) 諸般の報告（各一部事務組合の経過報告）
- (5) 施政方針説明

- (6) 議案一括上程
- (7) 提案理由説明
- (8) 報告第1号 専決処分の報告について（専決第1号 和解及び損害賠償額の決定について）
- (9) 同意第1号 教育委員会委員の任命について
- (10) 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- (11) 諮問第2号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- (12) 諮問第3号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- (13) 議案第4号 みやま市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (14) 議案第5号 みやま市監査委員条例の一部を改正する条例の制定について
- (15) 議案第6号 行政機構の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- (16) 議案第7号 みやま市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (17) 議案第8号 みやま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- (18) 議案第9号 みやま市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- (19) 議案第10号 みやま市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- (20) 議案第11号 みやま市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について
- (21) 議案第12号 みやま市営駐車場条例の一部を改正する条例の制定について
- (22) 議案第13号 みやま市空家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (23) 議案第14号 みやま市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (24) 議案第15号 みやま市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
- (25) 議案第16号 みやま市消防手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- (26) 議案第17号 指定管理者の指定について
- (27) 議案第18号 みやま市道路線の廃止について

- (28) 議案第19号 みやま市道路線の認定について
- (29) 議案第20号 令和5年度みやま市一般会計補正予算（第8号）
- (30) 議案第21号 令和5年度みやま市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- (31) 議案第22号 令和5年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- (32) 議案第23号 令和6年度みやま市一般会計予算
- (33) 議案第24号 令和6年度みやま市国民健康保険事業特別会計予算
- (34) 議案第25号 令和6年度みやま市後期高齢者医療特別会計予算
- (35) 議案第26号 令和6年度みやま市介護保険事業特別会計予算
- (36) 議案第27号 令和6年度みやま市用地特別会計予算
- (37) 議案第28号 令和6年度みやま市水道事業会計予算
- (38) 議案第29号 令和6年度みやま市下水道事業会計予算

---

**午前9時30分 開会**

**○議長（牛嶋利三君）**

ただいまから令和6年定例第1回市議会を開会いたします。

開議に先立ちまして、去る2月26日、市内小学校児童が給食中に食べ物が喉に詰まり、死亡するという痛ましい事故が発生をいたしました。

ここで亡くなられた児童に哀悼の意を表し、黙禱をささげたいと思います。

**○議会事務局長（柘嶋晋治君）**

皆様、御起立ください。

黙禱。

〔黙 禱〕

**○議会事務局長（柘嶋晋治君）**

黙禱を終わります。御着席ください。

**○議長（牛嶋利三君）**

ここで冒頭でありますけれども、松嶋市長、そして、待鳥教育長より発言の申出がっておりますので、発言を許可いたします。松嶋市長。

**○市長（松嶋盛人君）（登壇）**

2月26日、学校の給食時間に重大な事故が発生し、小学校児童のかけがえのない命が失われました。亡くなられました児童に衷心より哀悼の意を表します。

そして、何よりもお子様の成長を楽しみにしておられた御家族の皆様、突然このようなこととなり、心中はいかばかりか、ざんきの念に耐えません。心からお悔やみ申し上げます。

また、学校のPTAの皆様をはじめ、市民の皆様には深い悲しみと多大なる御心配をおかけいたしました。心よりおわびを申し上げます。

学校は、児童が安全・安心に過ごせる場所であります。あらねばなりません。

児童が亡くなる事案が発生したことは、市長としてとても無念であり、非常に重く受け止めております。学校において貴い命が奪われたことは市の責任であります。もうこのような悲しい事案は絶対に発生させない、強い決意であります。

今回のことを決して忘れることなく、心に刻み、教育委員会とともに、再発防止に努めてまいります。

みやま市長、松嶋盛人。

**○議長（牛嶋利三君）**

それでは続きまして、待鳥教育長。

**○教育長（待鳥博人君）（登壇）**

市内の小学校で2月26日月曜日、学校教育活動であります給食の時間中に食材を喉に詰まらせ、窒息死するという重大な事故が発生し、1年生男児の貴い命が失われました。

亡くなられましたお子様の御冥福をお祈りするとともに、御遺族に対し、心からお悔やみ申し上げます。

安全・安心であるべき学校生活において、起きてはならない事故が起きてしまったことについて、大変重く受け止めております。御遺族の皆様の中を察すると言葉もございません。

また、その学校に通う児童や保護者の皆様、そして、関係者の方々にも多大なる悲しみと御心配をおかけしましたことをおわび申し上げます。

現在、当該校児童に対しましては、カウンセリングなど心のケアを行っておるところです。

今後の再発防止に向け、給食時の食に関する指導の在り方と事故発生当時の対応について検証を行い、対策を講じる必要がありますので、その体制について検討を進めてまいります。

みやま市教育長、待鳥博人。（「議長、ちょっといいですか」と呼ぶ者あり）

**○議長（牛嶋利三君）**

14番中島一博君。

**○14番（中島一博君）**

今、市長と教育長の話を聞いておりますけど、おととい、2月27日に臨時全協が開催されたと思います。そのとき、吉原議員が27日の保護者説明会はいつ頃ありますかという質問をされたときに、教育長は今検討中ですということで答弁されたと思います。

それで、その後、私たち今メールに入っているのは全員協議会後に、27日19時から開催されると決定されましたと書いてありますが、全協が終わったのは私たちは3時半ぐらいだったと思います。

それで、名前を言ってもいいけど、ちょっと時間がおかしくないかということで、河野議員が調査したそうです。だけど、もう2時半過ぎには、学校のほうから保護者に19時から保護者説明会があるということでメールが入っておったそうです。私も調べたところ、午後2時には保護者説明会を決定されて、教育委員会のほうにも報告しておりますということで、これは教育委員会は校長も教育長も教育者でしょうが。報連相って分かるでしょう。それが徹底していなかったのかと思います。その辺ちょっとまたお聞かせください。

それともう一点、27日の保護者説明会の後に会見があったと思います。そのとき、教育部長は不備がなかった、問題がなかったということを述べられておるのか間違いないのか。私が聞いたところでは、親族の方が激怒なさって教育委員会のほうに電話されたそうですよ。その辺も教育長、部長は御存じか。市長がどっちとも、教育長も教育部長も任命されてあるから、市長も責任あるですよ。

そして何か、市長は説明会に出席していなかったと。二、三年前の教育委員会の中にも、PTA会長の中にも本をわざわざ売りにまで行ってあるじゃないですか。市長は何で出席されなかったのか、その辺をちょっとお伺いいたします。

**○議長（牛嶋利三君）**

待鳥教育長。

**○教育長（待鳥博人君）**

学校説明会につきましては、全員協議会を1時30分より開催していただいて、私と部長、そして、課長がその席におりまして、できるだけ学校の説明会を本日中に、27日中に開催したいということで、いろいろこちらのほうも動いておりました。

私たちは、先ほど中島議員がおっしゃられましたように、全員協議会が3時近くぐらいま

であったんじゃないかなというふうに思います。

私たちが全員協議会に出ておる間に、そういうことで本日開催ということになっていたというふうに思っております。（発言する者あり）そこで決定をしたということです。（「議長、いいですか」と呼ぶ者あり）

○議長（牛嶋利三君）

14番中島一博君。

○14番（中島一博君）

私たちは臨時全員協議会で前日から招集がかかっているんですよ。だけん、報連相ってちょっと徹底していないとやないですかと言ったのは、午後2時にはもう教育委員会には報告があっているらしいですよ。そうしたら、こっちは緊急に臨時全協で会議してあることは教育委員会は御存じやったんでしょもん。何でこちらのほうに電話なさらんやったんですかという質問ですよ。

○議長（牛嶋利三君）

藤吉教育部長。

○教育部長（藤吉裕治君）

連絡が不十分であったというふうに認識はしております。ただ、対応に追われておりまして、その辺りの情報提供が遅れてしまったことについては大変申し訳ないというふうに思います。（「教育部長の発言はどうだったのか」と呼ぶ者あり）

今議員がおっしゃったのは、保護者説明会の後に記者会見を開きまして、説明会を行ったときの私の発言かというふうに思いますが、私の発言は、その当時、適切な対応が十分にできたかどうかというのは明言できませんということを申し上げておるところでございます。

先ほど教育長が申しあげましたように、当時の対応に不備がなかったのかどうかは今後きちんと検証をしていく必要があるというふうには思っておるところでございます。不備がないということを申し上げたことはございません。

○議長（牛嶋利三君）

14番中島一博君。

○14番（中島一博君）

問題なかったと言ってあると聞いておりますよ。ビデオか何か撮ってあるとやないんですか。不備はなかった、問題はなかったと教育部長が言ってあると。だから、親族の方も教育

委員会に激怒して電話されたということですよ。

おたくたち、これは私27日も言ったでしょうが。新聞のとおり危ない食材という認識はなく使い続けた、これは教育委員会のコメントですよ。おたくたちじゃないとですか。問題はなかったと言っていないとですか。

○議長（牛嶋利三君）

藤吉教育部長。

○教育部長（藤吉裕治君）

問題はなかったということは言うておりません。教職員がその場でできる限りのことはやってくれたということは申しあげました。

それから、食材についてウズラの卵とか、ほかにもいろいろございますけれども、それをしっかりつぶして食べるとか、よくかんで食べるという指導をやってきたということは申しあげていると思います。

以上でございます。（「親族の方は電話されたということやったですよ」と呼ぶ者あり）

○議長（牛嶋利三君）

中島議員、挙手して立って、起立してから質問してください。

○14番（中島一博君）

親族の方は電話されたと聞いております。

ともかく県も、国も動いておるんですよ。私は議会もちょっと現地に聞き取りなっとんせないかんですよ。おたくたちはずっと隠したようにしか見えませんよ、私たち全員協議会のことも全然こっちから言わんなら今日初めて分かったじゃないですか。午後2時に決定してあると。そうしたら今日、27日も臨時に全協を開いてあるから、何かあったときは連絡してくれぐらい言うとかべきじゃなかったんですか。

ともかく親族の方が電話されたということを知ったのでですね。来ていないのか。

○議長（牛嶋利三君）

藤吉教育部長。

○教育部長（藤吉裕治君）

たくさんの電話等は教育委員会のほうに掛かってはおりますが、私のほうで親族の方から御連絡があったということは承知はしておりません。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

なぜ保護者会に出席しなかったかということでございますけれども、事前に御自宅にお参りした後、学校にまた戻りました。

この後、学校で保護者会があるということで、教育長、また担当課、校長とお話しして、逐一私は報告を受けておりますけれども、今回の保護者会にはまだ出席はしないということで、後で報告をきちんと受けるということで、保護者会には出席はしておりません。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

14番中島一博君。

○14番（中島一博君）

私は27日も言ったんですけど、市長も教育長も学校の教職までしてある、校長先生までしてある方でしょうが。15年の大阪の事故も知らない、19年に危ない食材という認識もないということやけど、全然知らなかったということでしょうもん、2人とも。大牟田はもう19年に改定になってから、ウズラの卵をやめてありますよ。そういうところもあるんですよ。だから、問題がなかったって教育部長の発言は認識がなかったという前日言ってあるのと全然違う。

問題がなかったなら事故は起きらんとやないですか。部長間違いないですね。見てある方もおってあるんですよ。テープも、ビデオも撮ってある方もおってある。問題ないという発言をしてあるという話ですよ。

○議長（牛嶋利三君）

藤吉教育部長。

○教育部長（藤吉裕治君）

私は問題がないとは申し上げておりません。（「なら、ビデオでちょっとまた調べます」

「いいですか」と呼ぶ者あり）

○議長（牛嶋利三君）

どうぞ。14番中島一博君。

○14番（中島一博君）

教育長も部長もこれは全然認識なかったということでしょうが。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

給食に関するそういう事故に関しては、いろんな事案については存じ上げております。ですが、食材一つ一つ、いろんな食材がございます。全国でもウズラの卵を使っておりますし、ブドウ、それからミニトマトとか、いろんな食材がございます。そういう中では、全国というか、福岡県では、県の学校給食会からも購入しているわけでございます。

食するに当たって、やはりきちんと小さくかみ砕いて飲み込むという指導、学校教育の中では給食指導の中できちんとやっていかないといけないということでございますので、その部分で食べ方の指導、楽しい学校給食ですから、給食指導も学校教育の中の一環として入っております。そういう意味も含めて、ウズラの卵が問題であるならば全国でもう使われていないはずです。

我々は、学校給食会の提供する食材に関して、それぞれ担当給食課のされている方、併せてしっかり考えた上で献立を決めてあると思います。

ウズラの卵だけに限らず、いろんなそういう食材がございます。パン等でも亡くなっておられる方がおられるわけです。そういう意味も含めて、しっかり給食指導をやっていかないといけないと思っております。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

待鳥教育長。

○教育長（待鳥博人君）

2015年、そして2019年の事案と、それから通知等については、ウズラの卵というところで特化した部分もございますが、私はやはり危険な、ある程度注意をしながら食べていく食材というふうに捉えて、例えば、先ほど市長も申されましたがパンとか、その他ミニトマトとか、巨峰、ブドウ、それから、以前はゼリーというものもございましたが、そういうところについては注意して食べるようにというふうに指導を行ってきておるところです。また、学校等については児童・生徒が組織します給食委員会というものもございますし、そこには栄養教諭とか、あるいは担任の先生等もついて指導をして、給食時間の前に放送で呼びかけたりしておるようなところもございます。そういう状況でございます。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

14番中島一博君。

○14番（中島一博君）

もうみやま市のこの事故の関係で、県のほうも文科省も、また、ガイドラインとか見直したりとかすると思います。おとといの保護者説明会の内容をちょっと後でいいですけど、説明してもらえんですか。新聞とか見よったって、もう何か教育委員会も隠そう、隠そうとか見えないわけですよ。全員協議会の時間も2時に決定してあるのに、それも連絡もない、事後報告ですよ、私たちは。私たち議員が監視ば怠っておるわけじゃないんですよ。おたくたちが隠そう、隠そうとしてあるからですね。子供さんが亡くなってあるんですよ。私も昨日も朝の3時、4時まで寝られんやっただですよ、ずっと。

家族の方々は、告別式はまだ決めていないみたいな感じで、お父さんがそばから離れんからということで、お通夜は決まっているけど、告別式をしたら火葬せにやいかんからということで家に安置しているし、まだ未定みたいな感じで、非常に家族の方の気持ちは、ちょっと私どもも同じ孫もおる関係で、私も何とも言えませんが、ともかく済んだ後でもいいですよ、説明をお願いしておきます。

終わります。

○議長（牛嶋利三君）

4番河野一仁君。

○4番（河野一仁君）

それに関連でございまして、私からもちょっとお伺いしたいところがございます。

本当に今回の事件、事故でございますけれども、もう本当に大変重く私どもも受け止めておるところでございます。

執行部の対応もやはり重要ではないかなというふうに思っておる中で、この間の先ほど中島議員からもありました全協の折に、教育長からは保護者への説明会がまだはっきり決定していないというような旨の報告がございました。

当日はそのまま全協が終わって、3時過ぎだったかと思いますが、私も帰宅いたしまして、夜のニュースでございましたかね、7時前ぐらいのニュースで保護者会が本日举行されますというようなことを私はニュースで知りまして、それで山川の保護者のほうにどういった連絡

があったのかというようなことを伺ったところ、2時39分に、これは多分その小学校の保護者に対しての一斉メールかと思えますけれども、その旨の連絡がございました。

そこで考えますと、2時39分というとまだ私どもは全協を行っておるところかと思えます。その最中にそのメールが送られておるということで、保護者説明会というのも大変大事なところじゃないかなと思えますので、そのメールを発信するに当たってのその責任というのはどこにあるのかなと。発信先は小学校ということでございましたけれども、それは小学校の判断でされたのかどうかということですよ。その責任はどこにあるのか。その辺は大事かなと思っております。これが教育部という組織の連携の在り方もそこで問われてくるんじゃないかなと。もう既にそれは決まったことであって、そこで全協の場で教育長のそういった答弁であったら、これはまた言葉はきついですけれども、そこでは虚偽の報告があったのかなというふうなところで不信感も抱かざるを得ないというふうな気持ちでありますので、そこら辺のところを詳しくお答えいただければと思えますが、よろしく願いいたします。

**○議長（牛嶋利三君）**

待鳥教育長。

**○教育長（待鳥博人君）**

保護者説明会の開催でございますが、保護者説明会は学校の校長先生、そして、教育委員会がそこに入って、経緯、それから今後の対応等を保護者に説明をする場でございます。だから、学校と教育委員会がしっかりそこで連携を取っていかないと、保護者の方々への御理解が得られない会じゃないかなというふうに思っています。

全員協議会の開催時刻には、まだ私は何時に開催をされるというふうなところは十分把握をしておりませんでした。それで、先ほど河野議員が御指摘のとおり、本日に開催予定ということで申し上げたと思えます。ひょっとしたら、次の日になっとったかもしれないというふうな認識でございます。

ただ、教育部内では、学校と十分連携を取って、保護者説明会をできるだけ今日中に開催をお願いしとってくれというようなことは申しておりましたので、そこで学校と教育委員会、教育部がしっかり話して、そこで学校からメールを発信されたというのが2時39分ですかね、その時点だろうというふうに考えております。

**○議長（牛嶋利三君）**

4番河野一仁君。

○4番（河野一仁君）

今答弁いただきましたけれども、保護者説明会の最中だったかな、私どもの議会事務局のほうから、今はLINE WORKSというものを使って連絡を取っておりますけれども、その文章の内容によりますと、全協終了後に説明会が決定して、7時の開催に至っておるといふような趣旨でございましたけれども、そのメール上は、だから要するにそんなふうで教育部との連絡があつての内容になっているのか、そこら辺はどうなんでしょうか。

○議長（牛嶋利三君）

牛嶋議会事務局長。

○議会事務局長（牛嶋晋治君）

私のほうから御説明をいたします。

議員さんのほうに御連絡が行ったのが恐らく8時ちょっと前だったかなというふうに思っております。こちらのほうの内容につきましては、教育部からということではなく、市長部局のほうから御連絡をいただきまして、全協終了後ということで私のほうを書いておりましたけれども、私のほうも、保護者のほうに連絡があつて、何時に決定されたというのを把握しておりませんでしたので、全協終了後に決定されたという表現でメールのほうを送らせていただいたところではあります。

私のほうも先ほど言ったとおり、何時からの開催というのは、ちょっと前に知ったということがございます。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

4番河野一仁君。

○4番（河野一仁君）

市長部局との行き違いがあつたということかとは思いますが、もうこれは先ほども申し上げたとおり、こういった大変重要な案件かと思えます。そこはしっかりと手違い等のないような対応をしっかりといただかないと、私どもも本当に不信感を抱くというような感じになってまいりますので、そこは今後もしっかりと対応いただけるようお願いいたします。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

よろしいですか。

12番瀬口健君。

○12番（瀬口 健君）

今質問があつております。私も同様、この保護者説明会についての疑問を持っておるところでございますが、全協が終わって急遽やるというのが決まって、どれくらい保護者の方が集まったかと。急にとおっしゃるが、急にやるべきものなのか、前もって保護者には通知をしとかんと、こういうのはですね。今回のでどれくらいの保護者が集まったんですか。それが一つと、親御さんへの御挨拶云々も質問がいろいろあつております。それも急遽行かれたというようなことでございますが、その件についても、一つですね。

それと、市長の発言では、市の責任であるというような発言をされておりますが、どれをもって市の責任という言葉が使われたのかと。口では簡単に言えますが、どういうところを市の責任であったということで、こういう非常に重い言葉をおっしゃったのか。この3点をちょっとお聞きいたします。

○議長（牛嶋利三君）

待鳥教育長。

○教育長（待鳥博人君）

まず、保護者説明会に来ていただいた保護者の数ですが、209名だと記憶をしております。259名中、209名の方に来ていただいたと把握をしております。

○議長（牛嶋利三君）

藤吉教育部長。

○教育部長（藤吉裕治君）

すみません、2番目に言われたことについて、ちょっと聞き取りにくかったので、再度いただいてもよろしいでしょうか、2番目の質問。

○議長（牛嶋利三君）

12番瀬口健君。

○12番（瀬口 健君）

全協の場で、今、保護者説明会と親御さんへの御挨拶、親御さん分かるでしょう。お父さん、お母さん、普通親御さんと言うでしょうもん。その方への御挨拶は済んだかというよう

な質問がいろいろあったと思いますが、それも急遽、全協の後にコンタクトを取られたんですかと。2番目はそこです。

○議長（牛嶋利三君）

待鳥教育長。

○教育長（待鳥博人君）

親御さんのほうには、全協が終わってから御連絡を取ってと申しますか、全協が終わってから、そこでお参りに行ったところでございます。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

瀬口議員が今質問されました、市に責任があるということでのどういうことかということでございますけれども、やはり学校のこういう重大な事故に関しては、市立の学校においての事故、学校内でこういう重大な事故であると認識しておりますので、しっかり検証しながら、また、保護者の方たちの御意向もあると思いますし、そこは真摯に向き合って、誠実に対応をしてまいるということでございます。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

12番瀬口健君。

○12番（瀬口 健君）

市長の今までの事件、そういう中で記者会見等に出られていなかったことについて、以前の問題も指摘をしておったところですが、今おっしゃるように市の責任という言葉、そういう気持ちであれば、何でそういう保護者説明会、あるいはまた記者会見、そういう中に市長自らが出られなかったのか。市の責任という言葉を使う以上は、それ相当の態度を示していかにかいかと。非常に重い言葉と思いますよ。

以前もこういう指摘は議会のほうからあっていると思いますが、その件についてはどうですかね。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

今回の事案につきまして、教育長をトップに対応を進めていただいております。

瀬口議員がおっしゃるように、私は市の最高責任者として、十分その責任は全うしていかないといけないという思いはしっかり持っております。逐一報告を受けながら、そして、対応もしっかり進めてまいりたいと思いますし、今後そういうことも、今言われたことも含めまして総合的に判断して、対応を私自身進めてまいりたいと思っております。

○議長（牛嶋利三君）

12番瀬口健君。

○12番（瀬口 健君）

私が言っているのは、市の責任という言葉が使われるならば、何で保護者説明会への出席、報道関係への報告、そういう場に出られなかったのかということをお聞きしております。以前もこのことで指摘があつておると思います。

今回は死亡という大事件が起きて、今さっきもおっしゃいました、市の責任と。市の責任ということは市長の責任でもある、こういうことでございますのでね。

そういうことを思いながら、何で出れなかったのか、出られなかったのかということをお聞きしているんですよ。市の責任という言葉をここで使われるなら、そういう気持ちであったならば、当然でしょうけど、責任はあると私たちは思いますが、重大な保護者説明会、それから、親御さんには御挨拶に行かれたというようなことをお聞きしておりますが、記者会見、報道関係への報告、こういうことで自ら出られなかったのか、そのお気持ちはどうでしたかというようにお聞きをしております。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

瀬口議員の御発言、私も重々そこは感じております。

今回、保護者会に出なかったことは、先ほども中島議員の御質問にお答えしたとおりでございます。私も保護者会の始まる前までは学校にいました。

ですが、教育長、また学校長、そして教育部担当と話して参加をしなかったということは、議員御指摘の部分については私も非常に気にしているところでございます。

今後、そこはしっかり考えて、総合的に判断し、出席等を含めて考えてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

12番瀬口健君。

○12番（瀬口 健君）

ちょっと質問と答弁がかみ合わないところが多いようでございますが、今、私の言ったことをもう一度自分なりにどういうことを聞かれるかということをよくお考えの上、行動をしていただきたいと思います。

それから、検証をするということを先ほど教育部のほうからはおっしゃっていますが、検証というのは、食材、給食の在り方、そういうことも含めてでしょうけど、私が全協で疑問点を申し上げましたが、これはドクターの考えということで一蹴されたんですけど、そういうことも含めての検証かどうか。なぜ久留米まで運ばにゃいかんやったかと、そういう検証も含めてしていただけますかね。

○議長（牛嶋利三君）

待鳥教育長。

○教育長（待鳥博人君）

瀬口議員の御指摘のと通りの検証を進めてまいりたいと思っております。

○議長（牛嶋利三君）

12番瀬口健君。

○12番（瀬口 健君）

これは親御さんの気持ちでもありますので、親御さんもそういうふうな、何で時間がかかったのかというような気持ちでおられます。それで、ぜひともそこら辺の検証もしていただきたいと。

これは報告はどうなりますかね、議会への報告でございますが。

○議長（牛嶋利三君）

待鳥教育長。

○教育長（待鳥博人君）

検証結果については、議会で報告をさせていただきます。

○議長（牛嶋利三君）

12番瀬口健君。

○12番（瀬口 健君）

ぜひともよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

7番吉原政宏君。

○7番（吉原政宏君）

冒頭、私の名前が出ましたので、おとといの全員協議会後から開催されましたけど、そのやり取りの中で、まだ市長、教育長が御遺族の方に面会されていないということでありました。

その中で、先日の報道で、保護者説明会があるという報道がなされておりましたので、私としては、御遺族へ直接弔意を表す面会を優先すべきだということ、それをせずにはほかの保護者へ説明するという事は順番が違うんじゃないかということでお話をさせていただいたところです。

結果的には、すぐに保護者の方へ面会されたということではありますが、学校現場はいろいろな対応に追われております。今後問われるのはトップ、市長、教育長の責任ある行動だと思いますので、しっかりとした対応を今後はお願いして、終わりたいと思ひます。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

吉原議員から言っただいたことを重々心得て、行動してまいりたいと思ひます。ありがとうございます。

○議長（牛嶋利三君）

ほかにないですかね。

市長、それから教育長の挨拶についての各議員さんからのお尋ねというようなことで質問がございましたけれども、ほかにないようでございますので、これより直ちに本日の会議を開いてまいります。

#### 日程第1 会期の決定について

○議長（牛嶋利三君）

日程第1．会期の決定についてを議題といたします。

本件につきましては、先日の議会運営委員会において協議をしていただいておりますので、委員長の報告を求めてまいります。上津原議会運営委員会委員長お願いします。

**○議会運営委員長（上津原 博君）（登壇）**

改めまして、おはようございます。議会運営委員会委員長の報告を申し上げる前に、一言申し上げたいというふうに思います。

亡くなられた児童に対しまして、心中より御冥福を申し上げます。そして、遺族、親族の皆様方に対しましては、心中よりお悔やみを申し上げます。

令和6年定例第1回市議会の運営につきまして、2月19日に議会運営委員会を開催いたしました。その内容について御報告を申し上げます。

まず、本会議に付議されました案件は、報告1件、同意1件、諮問3件、議案26件でございます。

本会議の会期は、本日2月29日から3月19日までの20日間といたします。

その日程でございますが、日程につきましては、既に皆様に資料を配付しておりますので、御参照方お願い申し上げます。

次に、審議方法について、以下申し上げます。

同意第1号及び諮問第1号から諮問第3号までの3件につきましては即決といたします。

議案第4号から議案第8号までの5件及び議案第16号につきましては、総務常任委員会付託といたします。

議案第9号及び議案第10号の2件につきましては、文教厚生常任委員会付託といたします。

議案第11号から議案第15号までの5件及び議案第17号から議案第19号までの3件につきましては、産業建設常任委員会付託といたします。

議案第20号から議案第22号までの3件につきましては、即決といたします。

議案第23号から議案第29号までの7件につきましては、予算審査特別委員会付託といたします。

以上、議会運営委員会の報告を終わります。

**○議長（牛嶋利三君）**

お諮りをいたします。

本定例会の会期は、本日から3月19日までの20日間にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（牛嶋利三君）**

御異議なしと認めます。よって、会期は本日から3月19日までの20日間と決定をいたしました。

**日程第2 会議録署名議員の指名**

**○議長（牛嶋利三君）**

日程第2. 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定によりまして、12番瀬口健君、13番中尾眞智子君、兩名を指名いたします。

**日程第3 監査報告について（例月出納検査、定期監査）**

**○議長（牛嶋利三君）**

日程第3. 監査報告について。

監査委員の報告を求めてまいります。河野監査委員。

**○監査委員（河野信祐君）（登壇）**

皆さんおはようございます。早速、監査報告を申し上げます。

例月出納検査の結果報告でございますが、地方自治法第235条の2第1項の規定により、例月出納検査を行いましたので、同条第3項の規定により、その結果を御報告いたします。

検査の対象といたしましては、みやま市の一般会計、特別会計及び公営企業会計に属する出納状況でございます。

現金の出納及び保管につきましては、令和5年10月分から12月分までの各月月末現在における各会計別歳出簿の現金額、指定金融機関残高表及び支払証憑書類、その他関係諸帳簿と照合した結果、何ら非違事項も認められず、全て適正に処理されておりました。

それでは、監査報告の件につきましては、今回、定期監査の御報告も議題に上がっております。それで、今から令和5年度定期監査の結果を御報告申し上げます。

定期監査は、地方自治法第199条第4項の規定により、毎年期日を定め、各事業の管理及び出納その他の事務の執行状況を主眼に監査いたしております。

また、事務の執行が合理的かつ効率的また法令等の定めるところに従って適正に行われているか、質問の方法等により行政監査を取り入れて実施いたしました。

期日につきましては、令和5年11月8日から11月22日まで行い、本年度は、10節. 需用費、

それから11節. 役務費、12節. 委託料、13節. 使用料及び賃借料、それから16節. 公有財産購入費を対象にいたしております。

支出事務等につきましては、適正に処理されておりました、次の点については、引き続き検討されることを望みます。

まず1点目は、コミュニティFM事業についてですが、市の負担を減らして早期に自立運営できるよう、引き続き働きかけを行うことを望みます。

2点目は、各施設にある植栽の剪定についてですが、業務を委託する際は、他の所管課と日程を調整するなど、作業効率を上げるということで経費節減に努めること。

3点目は、公有財産についてですが、売却可能な公有財産は早急に売却し、自主財源確保に努めること。

以上申し上げましたが、詳細につきましては、別添監査報告書を御高覧賜りたいと存じます。

今後も、最少の経費で最大の効果を上げるよう、行財政改革の下、経費節減に努められるよう望むものでございます。

以上、簡単ではございますが、令和5年度定期監査の結果を御報告申し上げます。ありがとうございます。

#### 日程第4 諸般の報告（各一部事務組合の経過報告）

##### ○議長（牛嶋利三君）

日程第4. 諸般の報告。

各一部事務組合の経過報告についてを議題といたします。

まず、柳川みやま土木組合議会の報告を求めてまいります。4番河野一仁君お願いします。

##### ○4番（河野一仁君）

皆さんおはようございます。早速でございますけれども、私のほうから柳川みやま土木組合議会の報告をいたします。

去る2月22日に開催されました令和6年第1回定例会では、令和5年度一般会計補正予算、令和6年度一般会計予算、財産の交換についての3議案が上程されました。

令和5年度一般会計補正予算は、人事院勧告に準じた給与改定に伴う人件費の増額と工事請負費等の補正であります。

歳入歳出にそれぞれ726千円を追加し、歳入歳出予算総額が340,426千円となりました。

令和6年度一般会計予算については、予算規模は、歳入歳出それぞれ344,500千円となり、前年度と比較すると、額にして4,800千円、率にして1.4%の増額となっております。

一般会計予算は、水利施設の維持管理及び農業用水の適正なる水利配分を行うために、できるだけ国、県の補助事業を活用し、分担金の抑制に努め、限られた財源を有効活用し、例年以上に健全な財政運営に留意した予算編成がなされております。

主な事業は、補助事業の農村環境整備事業、土地改良施設維持管理適正化事業、流域湛水減災対策事業による樋門及び水路護岸整備工事費が計上されております。

また、土木組合が管理しております瀬高町本郷地内にある北受場樋門が県営ため池等整備事業で、今年度より本工事が行われます。

令和6年度におけるみやま市の一般分担金は49,863千円で、前年度より7,482千円の増額、特別負担金は16,774千円で、前年度より2,884千円の減額となっております。

みやま市内の事業は、補助事業の農村環境整備事業で、瀬高町太神地区での水路整備工事を、適正化事業で瀬高町河内、太神地区の樋門整備工事、流域湛水減災対策事業で、瀬高町小田、大草地区の返済川筋のしゅんせつ工事、一般単独工事で、瀬高町長田、河内地区の樋門整備工事が予定されています。

水路、樋門等の整備、しゅんせつ工事を行うことで、近年の大雨対策にも寄与することとなっております。

次に、財産の交換については、土木組合が管理している樋門への通路が一部なく、交換相手の土地を通行していたので、今後も維持管理を行う上で管理用通路が必要なので、財産の交換をするものです。

いずれも慎重な審議の結果、原案のとおり可決されました。

以上、簡単ではございますけれども、報告を終わります。

#### ○議長（牛嶋利三君）

それでは続きまして、有明生活環境施設組合議会の報告を求めてまいります。8番古賀義教君。

#### ○8番（古賀義教君）

報告いたします。

その前に、先ほどからあっております本当に起きてはならない事故が起きまして、お父さん、お母さん、親族の方の心中察するところ余りあります。

それでは、有明生活環境施設組合議会報告をさせていただきます。

去る2月13日、令和6年第1回有明生活環境施設組合議会定例会が開催されました。

今定例会に提出された議案は全4議案で、条例改正、監査委員の選任、補正予算、それに新年度予算の4件でございました。

まず初めに、条例に関する議案から報告いたします。

改正内容は、ごみ焼却施設関連の2つの特別会計について、建設事業が全て完了したこと、また、効率的な組合運営へつなげることを目的に、運営特別会計を一般会計へ編入させるため、当組合の特別会計条例を廃止したものであります。

次に、組合の監査委員の選任につきましては、平井常雄代表監査委員の任期が今年4月26日に満了いたしましたので、後任にみやま市の河野信祐氏の選任について、地方自治法第196条第1項の規定により同意をしたものであります。

次に、令和5年度のごみ焼却施設建設事業特別会計予算の補正予算が上程され、ごみ焼却施設の整備事業が全て完了したことに伴い、同特別会計の余剰金を清算するため、柳川市とみやま市への償還金を補正したものです。これにより、みやま市へは38,235,870円の償還が予定されています。

最後に、新年度予算について御報告いたします。

令和6年度有明生活環境施設組合一般会計予算につきましては、ごみ焼却施設関連の特別会計を整理し、一般会計へ編入しましたので、組合の予算といたしましては、一般会計のみの予算編成となりました。

これにより、令和5年度まで事務局運営の総括的な経費と火葬施設有峰苑みやま柳川の運営に関する経費で編成していました一般会計予算に、特別会計で編成していたごみ焼却施設有明ひまわりセンターの運営経費をプラスしました令和6年度の一般会計予算額は703,771千円となりました。前年度と比較して599,549千円の増額となっております。

主な内訳としましては、有峰苑みやま柳川の火葬施設管理費が72,571千円で、予算総額の約10%を占め、有明ひまわりセンター施設管理経費が564,353千円、予算総額の約80%を占める予算編成でございます。

以上の4議案が上程され、全ての議案が慎重審議の結果、全会一致で原案どおり可決いたしました。

また、みやま市関連といたしましては、有明ひまわりセンターのごみ発電余剰電力の売電

先がみやまスマートエネルギー株式会社へ今年1月から切り替えられておりますことを併せて御報告申し上げ、簡単ではございますが、報告を終わります。

**○議長（牛嶋利三君）**

それでは続きまして、私のほうから福岡県南広域水道企業団議会の報告をいたします。

当企業団議会は、令和6年2月20日に第1回定例会が開催されました。

定例会に上程された令和6年度福岡県南広域水道企業団水道用水供給事業会計予算など、10議案は全て可決をされたところでございます。

当企業団は、安全で良質な水の安定供給により、県南地域住民の生活向上と地域発展に貢献するとの基本目標を定めまして、福岡県南地域の生活基盤である水道施設の整備を進めております。

令和6年度は、令和4年度に策定した第2期耐震化事業計画に基づく耐震補強工事などの危機管理対策関連事業、中央監視制御装置更新工事などの老朽化対策関連事業に取り組む予定でございます。

また、令和2年度に策定をした福岡県南広域水道企業団、水道ビジョン2020の行動計画におきまして、令和6年度に中間評価を行うこととしております。

用水供給の状況といたしましては、令和6年度の1日平均供給水量は10万1,791立米で、年間総供給水量を3,715万3,715立米と見込んでおります。

続きまして、令和6年度予算の概要でございますが、収益的収支につきましては、事業収益は4,979,093千円で、事業費用は4,588,063千円でございます。収支差額391,030千円から消費税を差し引いた339,487千円が当年度利益として計上されております。

資本的収支につきましては、資本的収入が398,368千円に対し、資本的支出は2,495,985千円でございます。差引き2,097,617千円の不足につきましては、全額損益勘定留保資金等々で補填する予定でございます。

以上、簡単ではございますけれども、私からの報告を終わりたいと思います。

ここで暫時休憩をいたします。休憩後の会議は10時50分からです。お願いします。

**午前10時36分 休憩**

**午前10時50分 再開**

**○議長（牛嶋利三君）**

それでは、休憩を閉じまして、会議を再開してまいります。

## 日程第5 施政方針説明

### ○議長（牛嶋利三君）

日程第5. 市長の施政方針の説明を求めてまいります。松嶋市長。

### ○市長（松嶋盛人君）（登壇）

改めまして、皆様こんにちは。それでは、施政方針を述べさせていただきます。

本日、ここに令和6年第1回みやま市議会定例会を招集しましたところ、議員の皆様におかれましては、御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

また、日頃より、本市の市政運営に当たりまして、御理解、御支援を賜り、衷心より感謝を申し上げます。

本議会に提案いたします議案の説明に先立ちまして、新年度の施政方針を申し上げ、議員の皆様をはじめ、広く市民の皆様の御理解を賜りたいと存じます。どうぞよろしく願いいたします。

まず、冒頭申し上げましたように、事故により大切な児童の命が失われたことは痛恨の極みであります。将来を担う子供は本市のかけがえのない宝物であり、命の貴さ、大切さを深く胸に刻み市政運営を進めてまいります。

さて、昨年12月に公表されました国立社会保障・人口問題研究所による地域別将来推計人口では、本市の令和32年（2050年）の推計人口を2万1,323人とし、高齢化率は46.2%となり、ゼロ歳から14歳の推計人口は2,152人で、本調査の起点となる令和2年（2020年）国勢調査の数値と比べて46.1%の減、さらに、15歳から64歳の生産年齢人口は9,326人で48.4%の減となっております。

このことから、本市の人口減少、少子高齢化はさらに加速する見込みであり、特に進学や就職時の転出が多く、福岡市など都市圏への転出が増え、社会減が進んでいる状況にあります。人口ビジョンにおける将来展望は、令和32年の人口を2万6,829人として地方創生の総合戦略を進めており、まさに待ったなしの状況となっております。

日本の総人口が減少する中、人口減少に対していかに歯止めをかけていくのか、また、人口が縮小することを前提としたまちづくりをどう進めていくのかが、どの自治体においても最大の課題となっております。

令和6年度は、第2期みやま市まち・ひと・しごと創生総合戦略の計画期間が終了することから、次期の人口減少対策や移住・定住施策の指針となる第3期の総合戦略を策定してま

います。私がかじを取り、進むべき方向を定めて、本市の地方創生を推進してまいります。

一方、コロナ禍を経験したことで、デジタルの活用など、新しい生活スタイルや社会活動における意識の転換が加速し、あらゆる側面で変革の時を迎えております。

本市が将来にわたり安定した行政サービスを提供するには、市民の皆様のニーズを的確に捉え、複雑化、多様化する変革の時代に沿った新たな発想による行政サービスを展開する必要があります。もはや前例踏襲の考え方では、時代の流れに遅れを取ることになります。そのためには、職員と一丸となって力を合わせ、知恵を出し、汗を流し、時代の流れに沿う新たな行政サービスを展開し、この変革の時代を邁進してまいります。

まず、国の令和6年度地方財政対策でございます。

社会保障関係費の増加はもとより、物価高への対応、こども・子育て政策の強化、脱炭素化・デジタル化の推進、防災・減災対策など、地方の歳出増加を踏まえて、行政サービスを安定的に提供しつつ重要な課題に取り組めるよう、地方交付税等の一般財源総額は、交付団体ベースで前年度を約6,000億円上回る62兆7,000億円を確保いたしました。

また、個人住民税の定額減税による減収分は、地方特例交付金により、全額を国費により補填することとなり、地方財政への対策は一定の評価ができるものと考えております。

次に、本市の財政状況でございます。

令和4年度の決算では、財政構造の弾力性を示す経常収支比率が90.4%となり、財政の硬直化は進んでおります。財政運営では、歳出に対する歳入の不足が続き、基金の繰入れにより、収支の均衡を図っている状況であります。

近年、人件費をはじめ、地方債の償還である公債費や社会保障の扶助費などの義務的経費が増加しており、また、公共施設の老朽化による物件費や維持補修費なども増加傾向にあります。

人口減に伴い、市税が減少する中で、財源確保が大きな課題となります。

まず、国や県の補助制度を十分に活用することが肝要であります。補助制度を活用するために必要となる計画などは積極的に策定してまいります。

また、ふるさと納税を積極的に活用する必要があります。ふるさと納税の収入額は、地方交付税の収入算定に含まれず、一方、市民の皆様のふるさと納税による市税の減少分は、その75%が地方交付税に算入されます。よって、ふるさと納税額を増やすことは、直接的な一般財源の確保につながります。増額に向けた取組として、新たな返礼品や体験型返礼品の開

発、新規ポータルサイトへの加入を進めてまいります。また、企業版も含め、ふるさと納税の確保に向け、私自身がトップセールスに励んでまいります。

地方債につきましては、過疎対策事業債をはじめ、緊急浚渫推進事業債や緊急自然災害防止対策事業債など、交付税措置率が高い有利なものを活用してまいります。これまでも同様の財政運営を行っており、起債残高は高止まりしておりますが、その約7割強の償還額は、地方交付税の算定に含まれることとなっております。

このように、財源を確保しつつ、みやま市行政改革プランを確実に実行することで、成長と健全化が両立し得る財政基盤を確立し、持続可能な行財政運営に取り組んでまいります。

それでは、令和6年度の3つの重点施策につきまして御説明いたします。

1点目は、ワンヘルスの推進でございます。

昨年、広島で開催された主要7か国首脳会議（G7）の共同宣言では、感染症対策にワンヘルスアプローチを強化することが明記されました。

また、国の経済財政運営と改革の基本方針（2023骨太の方針）においてワンヘルスアプローチを促進し、国際的にも主導的な役割を果たすことが示され、国内外でワンヘルスの動きが加速してまいりました。その先駆的な役割を担っているのが福岡県であります。

本市は、県とみやま市からの譲渡物件の活用に関する協定書を締結いたしました。その中には、ワンヘルスセンター内に、ワンヘルスを学び、体験できる設備や、国内外の研究者が集う施設を整備することで、本市の地域発展に寄与すると明記しております。

先日、第4回福岡県ワンヘルス国際フォーラムに参加された世界獣医師会会長をはじめとする世界トップクラスの研究者が本市を訪れ、ワンヘルスセンター建設予定地である大学跡地の見学や、本市のワンヘルスの取組を視察されました。

ワンヘルスセンターは、国際的な機能を兼ね備えており、ワンヘルスの取組や研究データなどが世界に発信される際には、日本の福岡県みやま市が表示されます。本市の知名度は向上し、国内外から来訪者が増え、人の動きが活発になることが予想されます。

この光景を思い描き、本市の商工・観光を強化し、さらには関連産業の企業誘致を目指し、「ワンヘルスのまち みやま」のまちづくりを進めてまいります。

令和6年度は、ワンヘルス実践の指針となるみやま市ワンヘルス推進行動計画に基づく具体的な施策を展開いたします。市民の皆様には、ワンヘルスの理念を御理解いただくため、ワンヘルスの取組などの情報提供を充実してまいります。

本市の教育委員会では、全小・中学校の教育課程にワンヘルス教育を取り入れ、全国初の実践教育を展開しており、令和6年度は、研究指定校である桜舞館小学校と大江小学校が成果発表を予定しております。さらに、山門高校のOneヘルスクラブの実践発表が報道に大きく取り上げられるなど、ワンヘルス教育が活発になってまいりました。

まちづくりは人づくりと申します。ワンヘルス教育が全国のモデルとなり、児童・生徒がワンヘルスを理解し、実践できるよう人材育成に努めてまいります。

2点目は、ゼロカーボンシティの取組でございます。

本市は、バイオマスセンター ルフランでの生ごみの資源化や、みやまスマートエネルギー株式会社によるエネルギーの地産地消など、他市に先駆けて持続可能な資源循環型社会に向けた取組を推進しております。

まず、世界の環境情勢に目を向けますと、世界気象機関（WMO）は、2022年度の主要な温室ガス、二酸化炭素の大気中の世界的平均濃度が過去最高を記録したと発表いたしました。今のレベルでは、パリ協定の目標値をはるかに上回る気温上昇が予想され、さらに猛暑や大雨などの異常気象が起き、社会経済的な負担が急増すると警鐘を鳴らしております。

自然災害の脅威から市民の皆様を守るためには、国土強靱化対策をはじめとする防災・減災対策を強化する一方で、背景となる異常気象がなぜ発生するのか、根本的な問題に対して、しっかりと目を向けた取組が重要となっております。

本市は、持続可能な社会を次世代に残すために、ゼロカーボンシティみやまを表明し、2050年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロにすることを目指しております。そして、地球温暖化対策をさらに推進するため、その指針となる第2次地球温暖化対策実行計画を策定いたしました。

地域脱炭素の推進は、主に温室効果ガスの削減であります。一方では地域課題を解決し、地域の魅力と質を向上させる地方創生につながるものであります。

令和6年度は、温室効果ガスの排出量の削減を促進し、国の脱炭素先行地域に選定されるよう、市民の皆様、事業者の皆様、行政の三者が連携し、一丸となって取組を推進してまいります。また、ゼロカーボンの先導役であるゼロカーボンマイスターの育成を強化してまいります。

新規事業といたしまして、省エネ家電買替促進事業に取り組んでまいります。家庭における電力使用料金の負担軽減、温室効果ガスの削減及び省エネに向けた意識の高揚を目的に、

省エネ家電買換え費用をデジタル地域通貨により補助いたします。

市役所においても、公用車をガソリン車から電気自動車へと計画的に更新し、温暖化対策や温室効果ガスの排出削減に向けた取組を率先して進めてまいります。

3点目は、出産・子育て支援事業の取組でございます。

国は、こども家庭庁を設置し、こども基本法を施行いたしました。

こどもの視点に立った政策を社会全体で総合的に推進するとし、出産・子育て支援を強力に推し進めております。令和6年度の地方財政対策におきましても、こども・子育て政策の強化に係る財源を確保いたしております。

本市といたしましては、子供たちがみやまで生まれてよかった、みやまで育てよかったと言えるよう、福祉、健康、医療、教育と様々な分野で安心して子供を産み育てる環境整備や支援体制を充実してまいります。

また、出産・子育てを支援することは、出生率の上昇や子育て世代の転出抑制と転入増加へとつながります。このことは、本市の人口減少に歯止めをかけることとなります。そのために、切れ目のない一貫した子育て支援を進めてまいります。

新規事業といたしまして、母子保健機能である子育て世代包括支援センターと、児童福祉機能であるこども家庭総合支援拠点を、その機能を維持した上で統合したこども家庭センターを設置いたします。センターには統括支援員を配置し、それぞれの機能が連携強化されることで、虐待の予防や早期発見をはじめ、妊娠期や子育て期における切れ目のない支援を強化してまいります。

また、みやまおむつお届け便事業に取り組みます。子育て経験のあるスタッフが自宅におむつを届け、経済的支援とおむつを買いに行く負担の軽減を図るとともに、その際、子育てについての困り事を相談できる機会を設けるなど、必要に応じた支援につなげ、安心して子育てができる体制づくりを構築してまいります。

そして、ファミリー・サポート・センター事業の開所日を増やしてまいります。土曜日の開所を月2回から毎週とし、利用者のニーズにお応えいたします。

さらに、堀池園団地跡地を、子育て世帯の移住・定住を促進するための宅地分譲地として売却を進めてまいります。それに併せ、子育て支援のマイホーム補助制度を充実いたします。

以上、令和6年度の市政運営における3つの重点施策を申し上げます。

九州自動車道みやま柳川インターチェンジや有明海沿岸道路などの優れた交通網を背景に、

ワンヘルスセンターによる交流人口を生かした地域経済の活性化や企業誘致による雇用創出、また、ゼロカーボンシティによる持続可能で豊かな暮らしの実現、さらには、出産・子育て世代への支援とワンヘルス教育など特色ある教育の実践、この3つの重点施策が相乗効果をもたらすことで、本市が選ばれるまちとなるよう推進してまいります。

皆様の御理解、御協力を賜りますようお願いいたします。

次に、令和6年度当初予算案における持続可能な質の高い行政サービスを実現するための各種事業を、第2次みやま市総合計画の7つの政策分野に沿って御説明いたします。

初めに、魅力あふれる住みやすいまちづくりについて申し上げます。

まず、計画的な土地利用の推進でございます。

令和6年度で、みやま市都市計画マスタープランの改定が完了いたします。当初の策定から10年ほどが経過しており、社会情勢や都市基盤の整備状況の変化を踏まえ、さらには、「ワンヘルスのまち みやま」のまちづくりを視野に入れて改定してまいります。

次に、利便性の高い地域交通体系の整備でございます。

集落間を結ぶ幹線道路の整備は、車両運行の円滑化と歩行者の安全に寄与し、地域活力のさらなる向上に資することになります。

坂田・竹飯線をはじめとする日常生活に密着した道路の整備は、地域の実態を踏まえ、社会資本整備総合交付金を活用し、計画的に進めてまいります。

県道の高田山川線を国道208号線へ延伸することは、有明海沿岸道路への交通アクセスを向上させ、地域振興に資することから、その実現に向けて、県と連携・協力の下、進めてまいります。

公共交通では、みやま市地域公共交通計画に基づき、持続可能な地域公共交通を確保してまいります。デマンド運行による新たな移動サービスの実証やそれに伴うコミュニティバスの運行体制の見直しなど、利用者のニーズに沿った、利便性の高い地域公共交通体系を目指してまいります。

なお、公共交通を担ってきた自動運転サービスのコミュニティバス路線を廃止いたします。自動運転車両は、清水山などの観光地や各種イベント時において、グリーンスローモビリティとして試験的に活用し、新たな需要等を検証してまいります。

また、駅前の市営駐輪場について、地域住民をはじめ、通勤通学者から屋根の設置を要望されており、利用者の利便性向上のために、JR・西鉄の各駅の駐輪場に屋根を整備してま

います。

次に、良好な住宅環境の整備でございます。

空き家対策では、みやま市空き家等対策計画に基づき、空き家の適正管理を促すとともに、利用可能な空き家は、空き家バンク制度を積極的に奨励し、保安上危険な老朽家屋については、その撤去を支援してまいります。

市営住宅は、公営住宅等長寿命化計画を見直し、老朽化している団地を計画的に整備してまいります。

次に、上下水道の整備でございます。

上下水道の経営は、人口減少を要因として料金収入の減少が見込まれる一方、支出面では、施設、設備等の老朽化に伴う更新投資が増大しており、経営環境は厳しさを増しております。そこで、将来にわたり安定した事業を継続するために、目指すべき姿と方向性を示した経営戦略を見直してまいります。

2点目の自然を育む安全・安心なまちづくりについて申し上げます。

まず、地域が一体となった循環型社会の形成でございます。

ごみ分別・リサイクル活動などを通して、ごみ焼却量の削減を推進しており、市民の皆様の環境に対する意識も高まってまいりました。

柳川市との共同による有明ひまわりセンターは、稼働後2年が経過し、市民の皆様の御協力により順調に燃やすごみの減量化が進んでおります。

また、旧清掃センターの解体工事を進めており、令和6年度中には解体が完了する予定であります。解体後は、リサイクルのためのストックヤードの建設を計画しております。

次に、エネルギー政策の推進でございます。

みやまスマートエネルギー株式会社との連携を強化し、再生可能エネルギーの地域資源を最大限に活用することで、エネルギーの地産地消を推進してまいります。さらに、一般家庭や事業者への省エネ診断・相談事業、また、省エネセミナーなどの啓発事業に取り組み、ゼロカーボンシティを推進してまいります。

次に、防災対策の推進でございます。

令和6年能登半島地震により犠牲となられた方々に哀悼の意を表し、被害に見舞われ、厳しい生活を送っておられる被災者の方々に、改めてお見舞いを申し上げます。

自然災害はますます激甚化しており、また、感染症による複合災害の対策なども加わり、

ハード、ソフトの両面から防災対策を充実し、市民の皆様の被害を最小限に食い止め、安心して暮らせる災害に強いまちづくりを推進してまいります。

令和6年度は、自主防災組織の設立、登録防災士の養成、校区防災マップや個別避難計画の作成など、地域防災力のさらなる強化に努めてまいります。

また、ウェブによる災害情報等公開システムを有効活用し、災害時に安全かつ迅速に避難できる体制を構築してまいります。

大雨による雨水対策では、令和6年度に下庄雨水ポンプ場の1号機、2号機の整備が完了します。残りの3号機、4号機、附帯設備の改修に向けて、ストックマネジメント計画を策定いたします。

さらに、中小河川、クリークなどの先行排水や田んぼダムの活用など、流域治水を強化してまいります。

国土強靱化対策では、急傾斜地の崩壊対策、ため池のしゅんせつ、ため池ハザードマップの作成などに取り組んでまいります。

次に、消防・救急体制の充実でございます。

令和6年度から、筑後地域消防本部の消防通信指令センターの指令システム及び消防救急デジタル無線システムを更新してまいります。

消防本部では、救急救命士や予防技術資格者など、専門的な技能・技術を持つ職員を養成し、多様化、複雑化する各種災害への対応を可能とすることで、高度な住民サービスを提供してまいります。

市民の皆様には、家庭における防火対策や緊急時の応急手当などの普及啓発を進め、また、デジタル技術を活用した火災予防の電子申請やVR（仮想現実）機器による体験型の防火・防災教育を推進してまいります。

消防団活動については、訓練や行事内容を見直すことで団員の負担軽減を図り、活動しやすい環境整備に努めてまいります。また、消防団組織再編計画に基づき、山川東部地区の3つの分団格納庫を統合して旧山川東部小学校跡地に山川東部格納庫を建設してまいります。

次に、防犯対策・交通安全対策の推進でございます。

柳川警察署をはじめ、安全・安心まちづくり推進協議会や防犯協会と連携し、安全で安心なまちづくりを推進してまいります。LED型防犯灯への取替えを支援し、地域との連携による防犯対策を充実、強化してまいります。

交通安全対策では、カーブミラーやガードレールなどの交通安全施設の整備を促進し、また、運転免許証の自主返納を支援しながら、高齢者の交通事故の防止に努めてまいります。

3点目の地域の特色を生かした活力あるまちづくりについて申し上げます。

まずは、農林水産業の振興でございます。

本市の基幹産業である農業では、担い手・後継者不足を解消するため、JAみなみ筑後や福岡県南筑後普及指導センターと連携し、親元就農を含む新規就農者を支援してまいります。

また、ICTを活用したスマート農業の推進や老朽化した土地改良施設の機能回復、また、防災・減災事業による災害に強い農村地域のインフラ整備など、生産力の強化や農業所得の向上を支援してまいります。

さらに、農業者と地域が一体となり、中山間地域直接支払事業や多面的機能支払事業を活用した耕作放棄地の解消に取り組み、適切な農地の環境保全に努めてまいります。

有害鳥獣対策では、イノシシなどの侵入防止柵の購入助成を拡充し、また、駆除に係る人的支援や箱わなの増設など、猟友会と連携した駆除体制を一層強化することで、害獣を捕ると農地を守るの二本立ての対策を講じ、農作物の被害を防止してまいります。

また、道の駅みやまを地産地消の拠点とし、にぎわいを創出することで、地元特産品のPRや農業者等の所得向上に努めてまいります。

農業基盤整備では、山川町甲田地区において、かんきつ等の生産向上や高品質な山川みかんの栽培を促進するため、山間地基盤整備事業を本格着工いたします。また、高田町開地区において、経営基盤を強化し、生産力を向上するため、農業水利施設保全対策事業に着手し、揚水施設等の機能回復を図ってまいります。

林業の振興では、県の補助事業や国の森林環境譲与税を活用して、森林所有者意向調査を行い、荒廃した森林や竹林の再生整備を推進してまいります。

漁業の振興では、江浦漁港の施設環境を整備し、安全で円滑な漁業活動を確保し、利便性の向上につなげてまいります。また、地域の環境保全を図るため、高田漁協の赤水対策事業を支援してまいります。

次に、商工業の振興でございます。

JR瀬高駅をまちの玄関口としたJR瀬高駅周辺活性化計画に基づき、県道瀬高停車場線の老朽化している街路灯整備を進めてまいります。また、JR瀬高駅及び周辺市街地の活性化に向け、関係団体と連携したイベントを開催するなど、にぎわいの創出に努めてまいりま

す。

事業者支援では、新規創業者に空き店舗の利活用などを紹介し、新たな雇用による地域の活性化、さらには移住・定住へとつなげてまいります。また、積極的に生産性向上を進めている小規模事業者を支援してまいります。

事業者への物価高騰対策として、融資預託金を引き続き拡充するとともに、プレミアム商品券の発行やデジタル地域通貨によるポイント給付事業により、地域経済を活性化してまいります。

次に、企業誘致の推進でございます。

みやま柳川インターチェンジなどの交通の利便性を生かした誘致活動を推進してまいります。インターチェンジ北側の計画地では、令和7年3月の完成を目指して、産業団地の造成工事を進めております。

工業地や物流拠点として高い立地ポテンシャルを有するインターチェンジ周辺におきましては、新産業団地の計画的な整備を推進し、産業の集積及び雇用の創出を図ってまいります。

次に、観光の振興でございます。

第2期みやま市シティプロモーション戦略に基づき、本市の豊富な地域資源を生かした観光振興政策を積極的に推進してまいります。

九州オルレ「みやま・清水山コース」では、九州オルレ認定地域協議会との連携を強化しながら、国内外からの観光客を誘客し、地域経済の活性化につなげてまいります。

また、本市の豊かな自然、文化を生かし、都市と農村の交流を進めるグリーンツーリズムを推進するとともに、筑後広域公園内のスポーツ施設と連携し、スポーツの要素を取り入れたツーリズムも併せて展開してまいります。

さらに、観光協会と連携を強化しながら、着地型観光に力を入れ、地域資源を活用した体験プログラム「みやまぶらり旅」を充実させ、旅行者のニーズに沿った観光を推進してまいります。

4点目の健やかに暮らせる福祉のまちづくりについて申し上げます。

まず、健康づくりの推進でございます。

新型コロナワクチンの特例臨時接種は、令和5年度末をもって終了となります。令和6年度からは、65歳以上の高齢者及び60歳以上の基礎疾患がある方を対象に、年に1回の定期接種として実施いたします。

健康診査事業では、若年層の受診率向上のため、40歳の方を対象に住民健診の自己負担額を全て無料といたします。

また、口腔の健康は、健康で質の高い生活を維持する上で重要な役割を果たすため、歯周病検診の対象者の年齢を二十歳からに拡充いたします。

次に、生涯現役のまちづくりの推進でございます。

本市の高齢化率は、令和5年10月現在において39.3%となり、今後も上昇を続ける見込みであります。このことから、全ての市民が住み慣れた地域で自分らしく暮らすことのできる支え合いのまちのまちづくりを目指してまいります。

まず、第9期みやま市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画に基づき、介護保険事業を積極的に進めてまいります。元気な高齢者を増やし、地域の支え手として活躍できるよう、フレイル対策を充実してまいります。

また、介護人材の不足が懸念されており、介護員養成研修受講費の支援や、介護事業所と連携して人的状況の把握に努め、県などが実施する人材確保事業の積極的な周知や普及促進に努めてまいります。

さらに、令和7年には、65歳以上の5人に1人が認知症になると予想されており、認知症サポーターの養成や認知症ケアパス活用による普及啓発を進め、幅広い世代に認知症への正しい理解を周知してまいります。

そして、安心して地域で暮らし続けられるよう、地域、関係団体、医療・介護事業者等による見守りのネットワークを広げ、緊急時には医療・介護の情報共有が可能となる福岡県医師会診療情報ネットワーク「とびうめネット」への加入を促進してまいります。

次に、障がい者がいきいき暮らせる環境づくりの推進でございます。

障がいのある方が、地域社会の中で生きがいを持って暮らせるよう、第2次みやま市障がい者基本計画の基本理念である共生社会の実現を踏まえ、障がいのある方の自立と社会参加を支える、みんなに優しいまちづくりを目指してまいります。

第7期みやま市障がい福祉計画・第3期みやま市障がい児福祉計画に基づき、障がいのある方の各種ニーズに対応するため、基幹相談支援センターを中心とした相談体制を充実し、福祉サービスの提供に努めてまいります。

また、障がい児の支援に当たっては、放課後等デイサービスや児童発達支援サービスなど地域の事業所、関係機関と連携して、地域全体で障がい児への切れ目のない支援を推進して

まいります。

さらには、障がいのある方の社会参加を促進するため、就労継続支援事業所や民間事業所等とのネットワークを構築し、就労の場を確保してまいります。

次に、安心とゆとりのある地域福祉の実現でございます。

第3次みやま市地域福祉計画に基づき、自助、互助・共助、公助により、誰もが健康で安心して暮らせる福祉のまちづくりを推進してまいります。

誰もが地域で暮らし続けられるよう、地域で見守り、支え合う仕組みづくりや居場所づくりを進めるため、社会福祉協議会や民生委員児童委員協議会、さらには地域の担い手となるボランティア団体と連携し、地域福祉活動を充実してまいります。

5点目の豊かなこころを育むまちづくりについて申し上げます。

本市の伝統や文化、風土、温かい人の輪の中で子供たちを育み、ふるさと「みやまに学び、みやまを愛し、みやまに生きる」人づくりを目指してまいります。

まず、児童・生徒一人一人が自分のよさや可能性を認識できる学校教育の充実でございます。

「主体的・対話的で深い学び」、「個別最適な学び」、「協働的な学び」を重点に学校生活に工夫を凝らし、児童・生徒が行きたい、学びたい、楽しいと思える学校を目指し、学校教育活動を充実してまいります。

令和6年度から2学期制を本格実施し、きめ細かな指導による、より質の高い教育の実現を目指してまいります。

本市の特色であるキャリア教育では、小・中学校と高等学校の連携や企業との連携により、児童・生徒の目的意識や目標設定の視野がさらに拡大するよう積極的に推進してまいります。

学校再編事業では、高田小学校体育館の建設に着手してまいります。

瀬高中学校と東山中学校の学校統合は、アンケート調査の結果を踏まえ、統合協議会の設置に向けた準備を進めてまいります。

I C T機器を活用した学習では、教職員の能力はもとより、I C T活用スキル、情報モラルの育成を含めデジタルツール等を効果的に活用することで、より質の高いI C T教育を推進してまいります。

いじめや不登校などの対策では、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置し、適応指導教室「さくら」との連携を強化して、組織的な対応を進めてまいります。

また、災害時や通学時の安全指導を徹底するとともに、施設や地域の環境整備を図りながら、児童・生徒の安全・安心な学習環境や学校づくりに努めてまいります。

学校給食費補助につきましては、折からの物価高騰対策といたしまして、物価高騰分を負担するとともに、引き続き、全児童・生徒を対象に1人1月1千円を上限に補助することで、保護者負担を軽減してまいります。

また、学校給食は食育の面で重要な役割を果たしております。今回の悲しい事故の反省から、発達段階に応じた、よりきめ細かな給食指導を行ってまいります。

次に、地域教育力の充実でございます。

学校と地域で連携協働しながら、地域の人材を生かした学校支援活動、地域支援活動、家庭支援活動を充実してまいります。

県が実施する南筑後未来の地域リーダー育成プログラムに近隣自治体と取り組み、中学生が地域の理想とする未来について考え、発信・提言することにより、次世代の人材育成を進めてまいります。

次に、生涯学習の推進、文化・スポーツの振興でございます。

市民の皆様の自主的な文化・スポーツ活動を支援するとともに、生涯にわたって学習できる、時代に応じた魅力ある学習講座や研修会など、学習機会を引き続き充実してまいります。

また、県の筑後広域公園を核としたエリア整備の中で、スポーツ・文化によるにぎわいの場が創出されております。本市では、閉校となった小学校の跡地活用などにより、この地域にさらなる付加価値を見だし、総合的な活用を推進してまいります。

越前町との児童交流事業は、幸若舞の縁による貴重な交流であります。メタバースを活用した幸若舞が広く市内外に発信されたことを契機に、これまでの交流の形に加え、新たにデジタルを活用した交流も取り入れながら事業を進めてまいります。

6点目の協働で進めるまちづくりについて申し上げます。

まずは、住民参画によるまちづくりの推進でございます。

広報紙、ホームページ、SNS、FMたんと、テレビのデータ放送広報サービス等の媒体を通じ、最新情報をタイムリーにお届けするとともに、的確で分かりやすい情報提供に努めてまいります。

また、主な計画を策定する際には、市民意識調査やパブリックコメントを積極的に取り入れ、市政に対する御意見、御提案を反映する公聴制度を推進してまいります。

さらに、市民の皆様と行政の協働による魅力あるまちづくりを進めるために、引き続き主体的に協働に取り組む団体を支援してまいります。

次に、人権尊重や男女共同参画のまちづくりの推進でございます。

人権課題が複雑化してきており、その解決に当たりましては、人権意識を高め、お互いの多様性を認め合うことがとても大切になります。そのための人権教育を推進し、人権尊重理念の啓発に努めてまいります。

令和6年度から、人権・同和対策室を主担当とし、ドメスティックバイオレンスなどの相談体制を充実してまいります。

また、第2次みやま市男女共同参画基本計画に基づき、男女共同参画社会の実現に向け、性別に関わりなく、仕事や地域活動などに積極的に参画ができ、その個性と能力を十分に発揮できる社会の確立を目指してまいります。

最後に、7点目の健全で効率的な行財政運営について申し上げます。

まず、簡素で効率的な行政運営の推進でございます。

本市が抱える課題を解決するためには、国、県との連携が非常に重要であると認識しております。「ワンヘルスのまち みやま」を彩るためにも、より一層の連携、協力体制を構築してまいります。

行政機構の見直しでは、より効率的に業務を遂行するため、新たに総合政策課を設置し、企画振興課から移住・定住、ふるさと納税、シティプロモーション、公共交通対策を移管いたします。また、ゼロカーボンシティに向けた組織として、環境衛生課とエネルギー政策課を統合し、環境政策課を設置いたします。

デジタル化の推進では、みやま市DX推進計画に基づき、国が進める自治体情報システムの標準化への対応や、出生や転入・転出などのライフイベントに沿った総合窓口の開設を目指し、オンラインによる手続を拡充し、市民の利便性の向上に努めてまいります。

デジタル社会のパスポートであるマイナンバーカードの交付率は74%を超えております。秋には健康保険のマイナ保険証が本格化するなど、カードの利活用が進む中、マイナンバーカード専用車両による出張サービスを継続し、カードのさらなる普及に取り組んでまいります。

人材育成では、県、大牟田市との人事交流を行い、また、後期高齢者医療広域連合に職員を派遣いたします。違った環境で人間関係をつくり、業務を遂行する上で新たなものに気づ

き、さらに習得してほしいと考えております。

職員の不祥事や事務処理ミスが続く、市政に対する市民の皆様の信頼が大きく揺らいでおります。市民の皆様の信頼を回復するため、職員研修を充実し、高い倫理感の醸成とリスク管理の徹底など、ガバナンスの強化に努めてまいります。

次に、持続可能で健全な行政運営の推進でございます。

財政状況は、冒頭申しましたように、厳しい財政運営が見込まれるものと認識しております。持続可能な行政運営を進めるに当たり、みやま市行政改革プランに基づき、質の高い行政サービスの提供と組織力の強化に努め、職員と一丸となって効率的な行政運営を行い、財政の健全化を推進してまいります。

学校跡地の有効活用では、これまでの学校跡地検討委員会の御意見を踏まえ、本市の財政状況等を勘案しながら、段階的に事業を進めてまいります。

旧本郷小学校跡地につきましては、筑後広域公園との連携など、周辺環境を活用した方法を検討してまいります。また、高田地区の閉校となった学校跡地の有効活用につきましても、学校跡地検討委員会において協議してまいります。

以上、申し上げました総合計画の7つの政策を中心に予算編成を行った結果、一般会計の当初予算額は21,045,000千円を計上いたしております。

変革の時代を迎え、これからの未来は過去の延長線上にないと認識しております。本市の魅力や可能性、暮らしの豊かさを生かし、ワンヘルスという新たな価値を創造し、時代の流れに沿った施策を推進してまいります。

そして、将来にわたり住み続けることができる、持続可能で魅力あるまちの実現に向け、全力で市政運営に取り組んでまいります。

結びに、令和6年度の市政運営に対する御理解、御協力を賜りますようお願いを申し上げ、私の施政方針とさせていただきます。長時間の御清聴、誠にありがとうございました。

○議長（牛嶋利三君）

ここで暫時休憩します。

ちょうど12時から、短時間でありませけれども、再開したいと思います。

午前11時48分 休憩

午後0時00分 再開

○議長（牛嶋利三君）

休憩を閉じて会議を再開してまいります。

#### 日程第6 議案一括上程

##### ○議長（牛嶋利三君）

日程第6．議案の一括上程を行ってまいります。

報告第1号の1件、同意第1号の1件、諮問第1号から第3号までの3件、議案第4号から第29号までの26件を一括議題といたします。

#### 日程第7 提案理由説明

##### ○議長（牛嶋利三君）

日程第7．提案理由説明を求めます。松嶋市長。

##### ○市長（松嶋盛人君）（登壇）

本議会に御提案いたします議案の概略につきまして御説明申し上げます。

今議会に提案し、御審議をお願いいたします案件は、お手元に配付しております報告第1号 専決処分の報告についてから議案第29号 令和6年度みやま市下水道事業会計予算までの31件でございます。

内訳といたしましては、和解及び損害賠償額の決定についての専決処分の報告案件が1件、教育委員会委員の同意案件1件、人権擁護委員の推薦についての諮問案件3件、また、条例の改正のほか、指定管理者の指定、市道路線の廃止・認定、本年度予算の補正及び来年度当初予算など議案26件を御提案しており、詳細につきましては、後ほど担当より御説明申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

#### 日程第8 報告第1号

##### ○議長（牛嶋利三君）

日程第8．報告第1号 専決処分の報告について（専決第1号 和解及び損害賠償額の決定について）報告を求めます。西山総務部長。

##### ○総務部長（西山俊英君）（登壇）

皆様改めましてこんにちは。報告第1号 専決処分の報告について御説明申し上げます。

本件は、自動車事故に係る和解及び損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により令和6年2月1日付で専決処分をしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

概要を申し上げますと、令和5年11月25日16時25分頃、道の駅みやま敷地内に設置してお

りますコミュニティバス停付近に一般車両が駐車していたため、バス運転士がバスを一旦前進させ、バックでバス停付近に駐車しようとしたところ、後方に駐車中だった普通自動車に接触したものでございます。これにより普通自動車のナンバープレートの一部が損傷したものであります。

この事故に係る損害賠償額を173,646円と決定し、相手側と示談いたしたところであります。

なお、本案件では、自動車保険を適用せず対応する予定でございます。

保険を適用する場合としない場合とを比較して、今後の保険料の差額が損害賠償額を上回るため、保険料の総合的な支払い額を勘案し、本案件では一般会計予算から支出することといたしました。

以上、御報告を申し上げます。

**○議長（牛嶋利三君）**

それでは、これより質疑を行ってまいります。

質疑に当たりましては、会議規則第55条の規定のとおり、全て簡明に行い、議題外の内容及び自己の意見を述べることがないようにお願いをいたします。

それでは、通告がございますので、発言を許可いたします。12番瀬口健君。

**○12番（瀬口 健君）**

報告第1号についてお聞きをいたします。

この損害賠償の件ですが、まず、バスのほうの損傷はなかったのかというのが1点、この金額の中に。それとこの損害保険の加入、これは市のほうではなく、何で業者のほうで責任を持って加入をさせないのかというようなことでございます。

今回の事件で十七万幾らですね、これは市が損害保険に入っとったとしても、運行業務委託を業者さんにしているためにこの十七万幾らは業者のほうから市へ返金というてよかですか、業者のほうから市のほうへ市が立て替えとんなら——立替えという言葉も今はでけんでしょうけど、市が和解金として出した金額を業者のほうから市へ返すことはでけんのかと。それよりも、まず業者への保険加入、これがあれば、市としてはこういった作業も必要なく、そして、保険代の内ですかせんかも業者で判断をされると。市が支払うことはないと思いますが、その件についてどのようなお考えであるかというのをお聞きいたします。

**○議長（牛嶋利三君）**

村越企画振興課長。

○企画振興課長（村越公貞君）

ただいまの御質問にお答えいたします。

まず、本市のコミュニティバスの被害があったのかということで、この金額に含まれておらず、バスのほうの修理等を行っておりません。

御質問のなぜ事業者が保険に入らないのかということにつきましては、この車両につきましては市の所有ということと、この運行自体が市の事業ということで、コミュニティバスの運行以来、車両の保険については市のほうで入っていたという経過でございます。

以上でよろしかったですか。（「市は、170千円返してもらうつもりはなかですか」と呼ぶ者あり）

この保険料につきまして市が払っているわけでございますが、本来なら保険で賄われていたということで、今回説明にもございますとおり、保険料が上がるというところで、この保険に代わって市がお支払いをするということで決めたわけでございます。一応運行に係る必要経費については、委託料のほうに反映をするということになっておりますので、今回の170千円については本来なら保険で賄うべき費用だったものを保険が上がるからというところで市が負担をしているというところでございます。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

12番瀬口健君。

○12番（瀬口 健君）

それで、契約の中に入ると。これは契約、業者のほうで損害保険に加入したとしても、それは契約上の中で操作はある程度されるですたいね、契約金の中でね。

それで、今回の場合は相手方の100%過失について市が払っておると。それは損害保険の中だということなのですが、同じことでも業者さんに加入をさせておれば保険から支払うか支払わんかは業者さんの判断ですたいね。そうすると、この170千円は業者さんが次期の保険料が上がるからうちでやっておこうというようなこともできます。それで、市はこの170千円は支払わずに済むんじゃないでしょうか。分かりますか、私が言いよること。

それと、コミュニティバスと同じようなスクールバスの加入はどうなっているのかと。多分業者さん契約ですけど、何で同じ市でここが違うとですかということ。

それと、近隣市も業者に契約をさせております。みやま市だけ何でやと。こういう無駄な金、私は無駄な金と思うんですよ。これは皆さん方のお金でもなく市民からのお金です。無駄遣いは一切せんような契約の仕方、そういうことが必要じゃないでしょうか。

今後もうこういうふうな事故が起きらんとも限りません、起こっちゃいかんですけどね。そういうふうなことです、私が言っておる分、御理解いただいたと思いますが、同じ市の中で、何でこういうことが違うのかというのが1点と、今後もうこういうことが起き得るので、契約を業者のほうに何でさせないのかということですね。

**○議長（牛嶋利三君）**

村越企画振興課長。

**○企画振興課長（村越公貞君）**

まず、本市のスクールバスの保険の加入状況についてでございますが、私が知っている限りでは運行事業者のほうに損害保険に入って、自賠責のほうは市で加入しているというふうにお聞きをしております。

また、近隣のコミュニティバス等を運行されてある保険加入の状況でございますが、私が知っている限り、柳川市とか大野城市などは交通事業者が保険にかたっております。うきは市や香春町などは本市と同じように市が加入のほうをしております。

今後のことも考えて、なぜ市の中でこういった契約のやり方が違うのかという御指摘はごもっともだと思いますので、今後の本市の保険加入の仕方につきましては、事業者とも相談して、必ずしも市が加入せやんとかいうことはないのです、そこは事業者に保険の契約も含めてお願いするとか、今後、検討をしていきたいというふうに思います。

以上です。

**○議長（牛嶋利三君）**

12番瀬口健君。

**○12番（瀬口 健君）**

今の話だと、今後は業者さんのほうで契約をしていただくというような方向に進めますということですかね。

それで、今後も当然免責、その件のことで今回はこちらのほうから支払いしたと、保険からは使っていないと。

先ほども言いましたように、以前もちょっと事故があつておるですたいね。今後も数万円、

数十万円という小さなところでの事故もあり得ると思いますが、こういったこともよく考えれば、契約の仕方では市は無駄やなど。同じ契約金でも契約の仕方での件は支払わなくても大丈夫だと私は思うんですよ、相手方が保険に加入しておれば。そういうことをお分かりになりますか。そして、今後、業者さんのほうで加入していただくように進めていかれますかということをはっきりお聞きしたいと思います。

そして、できれば私の言い分と相反対ならば、今後十分検討して、その方向でひとつ進めていただきたいというふうに思っておりますが、いかがですか。

**○議長（牛嶋利三君）**

西山総務部長。

**○総務部長（西山俊英君）**

やり方が、バスは市の所有ですので、自賠償保険は市がかたります。任意保険、損害保険については、今回のケースは市がかたって、あとスクールバスの自賠償は所有の市がかたって、任意保険は委託業者がかたっておるというふうな、ちょっとまちまちなところがございますので、そこはきちっと市の考え方で一定方向性は一本化すべきであろうと。やり方は一本化すべきであろうというふうに考えております。

それで、私が今ちょっと整理できていないところが1つありまして、市がそういった形で保険に加入して示談をした。そして、地方自治法の規定に基づいて議会の皆様に報告なり、これはこういうふうな議決事件でございますので、その適用は保険が委託業者に行ったとき、それと市が今保険にかたっているからこういう形で報告案件を申し述べているんですが、それが委託して業者のほうに保険が全て手続等をした場合の取扱い、議会の皆様に報告することがどうすべきなのかということがちょっと整理がついておりませんので、そこら辺も踏まえて総合的にまた判断したいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

（「教育部局のとも言ったじゃなかですか。その整合性は……」と呼ぶ者あり）ですので、一本化したいと思いますので、先ほど言った疑念みたいなものがありますので、そこを整理させていただいて、一本化してやっていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。（「教育部が今そんならしよるとは何ですかと聞きよる。そういうのを払拭してせやんとでしょう。そこら辺の見解はどげんですか」と呼ぶ者あり）

そこは中身をきちんと整理をさせてください。教育委員会の案件も同じようなことが議会のほうに報告するというふうな案件であろうかどうかの確認もさせていただいて、そして、

整理させていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（牛嶋利三君）

そしたら瀬口議員、今部長がおっしゃるごと整理のできて、瀬口議員の質問に対する説明をしていただくことをお願ひしておきます。よかですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

そしたら、ここで暫時休憩をいたします。

午後0時17分 休憩

午後1時30分 再開

○議長（牛嶋利三君）

それでは、1時半になりました。休憩を閉じて午後の会議を再開いたします。

午前中の会議は質疑通告ということで、瀬口議員のほうから通告どおりの質疑がありましたけれども、終わりましたので、ほかに質疑ございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第9 同意第1号

○議長（牛嶋利三君）

日程第9．同意第1号 教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。松嶋市長お願ひします。

○市長（松嶋盛人君）（登壇）

同意第1号 教育委員会委員の任命について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、大塚美智恵氏の任期が令和6年3月31日で満了するのに伴い、同委員をみやま市教育委員会委員に再任したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意をお願ひするものでございます。

大塚氏につきましては、お手元の資料に略歴を記載しておりますように、識見を有し、当該職に最適な方と考えております。

御審議の上、御同意をいただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（牛嶋利三君）

それでは、これより質疑を行ってまいります。

通告がありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

同意第1号は、会議規則第37条第3項の規定によりまして委員会付託を省略したいと思えます。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、同意第1号は委員会付託を省略することと決定をいたしました。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより同意第1号を採決いたします。

お諮りいたします。同意第1号は同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、同意第1号 教育委員会委員の任命については同意することと決定をいたしました。

#### 日程第10 諮問第1号

○議長（牛嶋利三君）

日程第10. 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。松嶋市長お願いします。

○市長（松嶋盛人君）（登壇）

諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、青木裕子氏の任期が令和6年6月30日で満了いたしますので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、人権擁護委員の候補者として、再度青木氏を法務大臣に推薦したいので、議会へ諮問するものでございます。

青木氏につきましては、お手元の資料に略歴を記載しておりますように、識見を有し、当該候補者に最適な方と考えております。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、御意見賜りますようお願い申し上げます。

げます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います。通告がございませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

諮問第1号は、会議規則第37条第3項の規定によりまして委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、諮問第1号は委員会付託を省略することと決定をいたしました。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより諮問第1号を採決いたします。

お諮りいたします。本件については適任であるという意見を答申したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦については適任であるという意見を答申することと決定をいたしました。

#### 日程第11 諮問第2号

○議長（牛嶋利三君）

日程第11. 諮問第2号 人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。松嶋市長お願いします。

○市長（松嶋盛人君）（登壇）

諮問第2号 人権擁護委員の候補者の推薦について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、河野辰男氏の任期が令和6年6月30日で満了いたしますので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、後任の人権擁護委員の候補者として、紫牟田一彦氏を法務大臣

に推薦したいので、議会へ諮問するものでございます。

紫牟田氏につきましては、お手元の資料に略歴を記載しておりますように、識見を有し、当該候補者に最適な方と考えております。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、御意見賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（牛嶋利三君）**

これより質疑を行います。通告がございませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

諮問第2号は、会議規則第37条第3項の規定によりまして委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（牛嶋利三君）**

御異議なしと認めます。よって、諮問第2号は委員会付託を省略することと決定をいたしました。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（牛嶋利三君）**

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより諮問第2号を採決いたします。

お諮りいたします。本件については適任であるという意見を答申したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（牛嶋利三君）**

御異議なしと認めます。よって、諮問第2号 人権擁護委員の候補者の推薦については適任であるという意見を答申することと決定をいたしました。

## 日程第12 諮問第3号

**○議長（牛嶋利三君）**

日程第12. 諮問第3号 人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。松嶋市長お願いします。

**○市長（松嶋盛人君）（登壇）**

諮問第3号 人権擁護委員の候補者の推薦について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、長瀬憲治氏の任期が令和6年6月30日で満了いたしますので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、後任の人権擁護委員の候補者として、築地原良太氏を法務大臣に推薦したいので、議会へ諮問するものでございます。

築地原氏につきましては、お手元の資料に略歴を記載しておりますように、識見を有し、当該候補者に最適な方と考えております。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、御意見賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（牛嶋利三君）**

これより質疑を行います。通告がありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

諮問第3号は、会議規則第37条第3項の規定によりまして委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（牛嶋利三君）**

御異議なしと認めます。よって、諮問第3号は委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（牛嶋利三君）**

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより諮問第3号を採決いたします。

お諮りいたします。本件については適任であるという意見を答申したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（牛嶋利三君）**

異議なしと認めます。よって、諮問第3号 人権擁護委員の候補者の推薦については適任であるという意見を答申することと決定をいたしました。

### 日程第13 議案第4号

#### ○議長（牛嶋利三君）

日程第13. 議案第4号 みやま市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を求めてまいります。西山総務部長。

#### ○総務部長（西山俊英君）（登壇）

議案第4号 みやま市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、令和5年6月9日に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律が公布され、法律別表第2の廃止等がなされることに伴い、新たな用語の追加や別表第2を引用していた条文の改正を行うものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

#### ○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います。通告がありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第4号は総務常任委員会に付託をいたします。

### 日程第14 議案第5号

#### ○議長（牛嶋利三君）

日程第14. 議案第5号 みやま市監査委員条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を求めます。松藤統計調査課長兼行政委員会事務局長お願いします。

#### ○統計調査課長兼行政委員会事務局長（松藤典子君）（登壇）

改めましてこんにちは。それでは、議案第5号 みやま市監査委員条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、地方自治法の一部を改正する法律の公布に伴い、条例中で引用する地方自治法の規定に条ずれが生じたため、所要の改正をするものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

それでは、これより質疑を行います。通告がございませんので、質疑なしと認めます。  
これで質疑を終わります。

議案第5号は総務常任委員会に付託をいたします。

#### 日程第15 議案第6号

○議長（牛嶋利三君）

日程第15. 議案第6号 行政機構の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、提案理由の説明を求めます。西山総務部長お願いします。

○総務部長（西山俊英君）（登壇）

議案第6号 行政機構の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、みやま市行政機構の見直しに伴い、関係する条例に所要の改正を行うものでございます。

行政機構の見直しの主な内容としましては、まず、現在の企画振興課を分課し、新たにシティプロモーションや公共交通など市の重点施策を推進する総合政策課を設置するとともに、環境衛生課とエネルギー政策課を統合し、ゼロカーボンシティみやまの実現のため、環境政策課を設けております。

また、効率的かつ持続可能な組織体制確立のため、行政委員会事務局の職員と消防職員につきましては、それぞれ定数を増員しており、全体の定数につきましては、段階的な定年引上げに伴う令和13年度までの職員採用の前倒しに対応するため、一定の幅を持たせた定数といたしております。

その他、定数や所管課名の変更に伴い、関連する3つの条例について所要の改正を行うものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います。通告がありますので、発言を許可いたします。

まず、12番瀬口健君。

○12番（瀬口 健君）

この議案第6号について、よく分からんところばかりでございますが、私の質問は新しい課の設置や人員の増減等を提案されておりますので、質問をいたします。

令和5年の第3回議会で早期退職者の件で質問をしたところでございますが、その答弁として、毎年度、必要な組織機構を見直し、適正な職員配置を行って、元気に仕事できる職場づくりをするとの答弁をいただいておりますが、この第6号、その件と質問の回答と関連するものですか、どうですか。

**○議長（牛嶋利三君）**

平川総務課長。

**○総務課長（平川貞雄君）**

ただいまの御質問にお答えします。

先ほど瀬口議員のほうからもありましたように、前回の一般質問では、職員が元気に働き続けられる職場づくりを行うために、時間外勤務の縮減、そして、行政機構の見直し、メンタルヘルス対策としての職員面談、そして、必要に応じた配置転換などに取り組んでまいりますということをお話しさせていただきました。

今回の行政機構の見直しにつきましては、重点施策の推進、そして、効率的で持続可能な組織体制の構築、そして、時間外勤務の縮減も含めた見直しを行わせていただいております。

先ほど総務部長のほうから提案理由がございましたように、企画振興課より、ふるさと納税や公共交通、ワンヘルス関係等に移管し、新たに総合政策課を設置します。これによりまして、重点施策を強力に推進するとともに、業務量と配置職員数の適正化を図ることで時間外勤務の縮減にもつながるものと考えております。

このほか、業務量や事業の展開などに合わせるために、総務課、地域包括支援センター、福祉課、こちらのほうに職員を増員することで適正な職員配置といたすようにしております。

以上が御質問に対する対応ということで考えております。よろしく願いいたします。

**○議長（牛嶋利三君）**

12番瀬口健君。

**○12番（瀬口 健君）**

私が聞いておりました早期退職者の理由の解消ですね、それで毎年度機構を見直すということで、これが関係があるかということで今お聞きしたところですが、ある程度は関連のあ

るような言い分ですけれども、私は今おっしゃるようなことはごくごく一部だなという理解しかしておりません。

それで、昨年の議会での答弁の機構改革の見直し、早期退職者の解消に向けての機構改革はまた別のときに令和6年度はされるのかどうか、それをお聞きしますが、これは市長やなかとできんでしょうね。部課長が言うべきもんじゃなからうけん。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

お答えいたします。

令和6年度に関しましては、先日もお渡ししましたように、今年重点施策に応じて、また、時間外勤務の縮減に向けても考えてやっております。

また今後、次年度、その次におきましてもそれぞれの課題が出てくると思いますので、それに併せてまた変更等があれば進めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

12番瀬口健君。

○12番（瀬口 健君）

これは令和6年度ですたいね。だから、令和6年度中にこれで私は十分だと——十分ということは毎年度なかと思いますがね。これで100%だというのはないと思いますが、その前の答弁からすれば程遠いなという認識に立っておるということ。

また、早期退職者の理由の解消に向けての機構改革、これは重点配置が主でしょう。早期退職者である理由の解消が主なものじゃなくて、これは機構改革の中の重点的な配置が理由だと思うんですよ。そいけんが、早期退職者の理由の解消に向けての機構の見直しでは程遠いと私は思います、そこら辺はどうお思いですか。改めて令和6年度はこれ以上はやらないのですかどうですか、それをお聞きいたします。最後ですからね、きちっと膨らみを持って教えてください。お願いします。

○議長（牛嶋利三君）

西山総務部長。

○総務部長（西山俊英君）

今回、行政機構の見直しということで、それに伴う議案についてお願いをしているわけ  
でございます。

今、瀬口議員のほうからおっしゃった早期退職者の理由の解消といたしましては、そうい  
うことに対応したものであるのかというふうなところに関しましては、いろんな仕事がしや  
すい環境、時間外勤務の縮減、そういったものの側面はこの機構改革の中では課を分けたり、  
また、そういう人的な配置も考えております。

主な今回の行政機構の見直しの視点といたしましては、やはり本市の重要課題に効率的、  
効果的に対応できる行政機構の見直しを主として行っているわけでございます。

それで、うちら総務課人事係含めまして、いろんな職員の仕事がしやすい環境整備につ  
きましては、その年度の合間にでもいろんな職場のヒアリング等を行いながら解消してまい  
りたいと思っております。

今のところ、この御提示しております行政機構で令和6年度は行かせていただきたいとい  
うふうに思っております。いろんな不安を持った職員さん、早期に辞めたいと思う職員さん  
がいらっしゃったら、やはりそういう相談体制も含めて人事のほうで体制を図ってまいりた  
いというふうに思っておりますので、どうぞ御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

(発言する者あり) そういう方向でございますので、よろしくお願いいたします。

**○議長（牛嶋利三君）**

よろしいですかね。（「はい」と呼ぶ者あり）

続きまして、13番中尾眞智子君。

**○13番（中尾眞智子君）**

議案第6号への質疑ということで出しておりました。行政機構の見直しの主な内容の概要  
は示されておりますけれども、見直しの目的、それから、見直し後の期待する効果について  
どのように考えておられるのかということでお尋ねを出しておりました。

今、瀬口議員の早期退職者の件の解消かということで、そういうことも聞かれておりました  
けれども、そのほかにまだいろんな課題があったのか、重点施策の推進をするために、何  
か新しい課題が出てきたのかということをお尋ねしたいと思います。よろしくお願いいたします。

**○議長（牛嶋利三君）**

平川総務課長。

**○総務課長（平川貞雄君）**

中尾議員さんの質問にお答えさせていただきます。

先ほどの午前中の市長の施政方針の中にも3つの重点施策の話がありました。主な見直しの目的、期待する効果について御質問に対してお答えしたいと思います。

まず、企画振興課でございます。企画振興課より、シティプロモーション、ふるさと納税、移住・定住、そして、公共交通、ワンヘルス事業、こちらを新設いたします総合政策課に移管をいたしまして、重点施策について強力で推進を図っていきたいということをまず考えておるところでございます。

次に、ゼロカーボンシティみやまの実現を図るために、環境衛生課とエネルギー政策課を統合いたします。脱炭素社会への取組と再生エネルギー、省エネ施策の推進を図りたいということで、こちらが2つ目でございます。

最後でございます。改正児童福祉法に基づき、母子保健機能と児童福祉機能を維持した上で統合したこども家庭センターを設置し、統括の支援員を配置することで連携強化を行い、虐待予防や早期発見をはじめ、妊娠期や子育て期における切れ目ない相談支援体制を構築してまいりたいということで3つ目でございます。こちらにつきましては、これまで妊産婦や乳幼児の相談支援などは子育て世代包括支援センターで対応しておりました。そして、児童への虐待対応などはこども家庭総合支援拠点が担っております。主たる対応については県の児童相談所が行っておりました。今回、この2つを一体のものとしまして、さらに、県の児童相談所出身の方を1名迎え入れて児童福祉の面の対応を強化して、これまで以上に妊産婦と子供、そして、子育て世帯の全てを一体的に支援してまいりたいというふうに考えております。

この3点が特に重点なところでございます。よろしく願いいたします。

○議長（牛嶋利三君）

13番中尾眞智子君。

○13番（中尾眞智子君）

ありがとうございます。

それから、組織体制確立のための消防職員についてそれぞれの定数を増員しておりますということですが、このことに対してはどのような目的、それから、どのような効果が生まれるのか、お尋ねいたします。

○議長（牛嶋利三君）

平川総務課長。

**○総務課長（平川貞雄君）**

消防職員につきましては、先日、全協の中で御報告させていただきました。定数の管理計画を御説明した際に、現状の消防職員の年齢構成等をお話しさせていただきました。高齢層、若年層ともに、職員が今いない状態でございます。この状態で定年の年齢に達して採用をしていくというようなやり方をしていきましたら、持続可能な安心できる消防体制の確立が難しいということで、今後、各年に今回定数条例でお願いしております65人まで増やしていきたいというふうに考えておるところでございます。それを今回定数条例の見直しの中に入れてさせていただいておるところでございます。

以上でございます。

**○議長（牛嶋利三君）**

よろしいですか。

以上をもちまして通告による質疑は終わりましたけれども、ほかに質疑ありませんかね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（牛嶋利三君）**

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第6号は総務常任委員会に付託をいたします。

**日程第16 議案第7号**

**○議長（牛嶋利三君）**

日程第16. 議案第7号 みやま市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を求めます。西山総務部長お願いします。

**○総務部長（西山俊英君）（登壇）**

議案第7号 みやま市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、職員の定年引上げにより導入した管理職勤務上限年齢制に対応する新たな職を設けるため、行政職及び消防職の標準職務表について条例の改正を行うものでございます。

改正の内容につきましては、管理職勤務上限年齢制により、管理職を降任した部長級の職員について、特にその知識や経験を生かすことができる新たな職として、主任参事補佐職を設置するものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います。通告がありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第7号は総務常任委員会に付託をいたします。

#### 日程第17 議案第8号

○議長（牛嶋利三君）

日程第17. 議案第8号 みやま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を求めます。松尾市民部長兼市民課長お願いします。

○市民部長兼市民課長（松尾和久君）（登壇）

議案第8号 みやま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、本市における国民健康保険の給付費等により福岡県が算定した令和6年度の国民健康保険事業費納付金・標準保険料率本算定結果通知に基づき、国民健康保険税の必要額を課するための税額の算定に係る税率などを改正するものでございます。

国民健康保険税につきましては、医療給付費分、後期高齢者支援金分及び介護納付金分で構成しておりますので、各区分ごとに御説明をいたします。

まず、医療給付費分につきましては、所得割額の率を7.86%から7.61%に、被保険者均等割額を29,012円から28,189円に、世帯別平等割額を29,674円から28,211円に改めております。

次に、後期高齢者支援金分につきましては、所得割額の率を2.78%から3.01%に、被保険者均等割額を9,978円から10,919円に、世帯別平等割額を10,206円から10,928円に改めております。

最後に、介護納付金分につきましては、所得割額の率を2.26%から2.44%に、被保険者均等割額を10,345円から11,035円に、世帯別平等割額を8,065円から8,481円に改めるものでございます。

また、こうした算定基礎額の改正に伴い、低所得者に対する税の減額等につきましても同様に改めるものでございます。

新旧対照表の次に改正内容の資料を添付しておりますので、御参照をお願いいたします。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います。通告がありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第8号は総務常任委員会に付託をいたします。

#### 日程第18 議案第9号

○議長（牛嶋利三君）

日程第18. 議案第9号 みやま市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を求めます。盛田保健福祉部長兼福祉事務所長をお願いします。

○保健福祉部長兼福祉事務所長（盛田勝徳君）（登壇）

改めまして、皆さんこんにちは。議案第9号 みやま市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令が公布されたことに伴い、条例に所要の改正を行うものでございます。

改正の主な内容といたしましては、特定教育・保育施設の重要事項の書面掲示の義務づけを見直し、書面掲示に加え、インターネットを利用して公衆の閲覧に供しなければならないことや、書面の保存等に磁気ディスク等の特定の記録媒体の使用を定める規定を見直し、電磁的記録媒体と抽象的規定に改めるものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います。通告がありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第9号は文教厚生常任委員会に付託をいたします。

#### 日程第19 議案第10号

○議長（牛嶋利三君）

日程第19. 議案第10号 みやま市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を求めます。引き続き、盛田保健福祉部長兼福祉事務所長お願いします。

○保健福祉部長兼福祉事務所長（盛田勝徳君）

続きまして、議案第10号 みやま市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、第9期介護保険事業計画の策定に伴い、令和6年度から令和8年度までの3か年度における介護保険料等について定める必要があるため、条例を改正するものでございます。

改正の主な内容といたしましては、介護保険法施行令等の改正により、第8期介護保険事業計画に基づき定めておりました本年度までの保険料率の額を、第9期介護保険事業計画の期間である令和6年度から令和8年度においては、所得段階について第1段階から第3段階までの保険料率を引き下げ、それぞれの対象年度を改めるとともに、新たに第11段階から第13段階までを新設し、保険料率の額、基準所得の金額等を定めるものでございます。

また、これに伴い、介護保険法施行令に定められている標準的な保険料率算定基準と同様となるため、引用法令の改正も行っております。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います。通告がございませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第10号は文教厚生常任委員会に付託をいたします。

日程第20 議案第11号

○議長（牛嶋利三君）

日程第20. 議案第11号 みやま市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を求めます。木村環境経済部長お願いします。

○環境経済部長（木村勝幸君）（登壇）

改めまして皆様こんにちは。それでは、議案第11号 みやま市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律が公布されたことに

に伴い、条例を改正するものです。

改正の内容としましては、法律の題名変更により、条例中で引用しております漁港漁場整備法を漁港及び漁場の整備等に関する法律に改めるものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

**○議長（牛嶋利三君）**

これより質疑を行います。通告がありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第11号は産業建設常任委員会に付託をいたします。

**日程第21 議案第12号**

**○議長（牛嶋利三君）**

日程第21. 議案第12号 みやま市営駐車場条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を求めます。松尾建設都市部長お願いします。

**○建設都市部長（松尾武喜君）（登壇）**

皆様改めましてこんにちは。それでは、議案第12号 みやま市営駐車場条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、みやま市営開駅前駐車場に月極駐車場及び送迎用の一時駐車場を増設したことに伴い、条例に所要の改正を行うものです。

西鉄開駅前に設置しておりますみやま市営開駅前駐車場につきましては、現在ある駐車場のほか、令和6年2月に新たに月極駐車場及び送迎用の一時駐車場を増設したことから、送迎用の一時駐車場の料金について、利便性の観点より、30分以内の利用を無料とする規定を追加するものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願いいたします。

**○議長（牛嶋利三君）**

これより質疑を行います。通告がありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第12号は産業建設常任委員会に付託をいたします。

**日程第22 議案第13号**

**○議長（牛嶋利三君）**

日程第22. 議案第13号 みやま市空家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を求めます。引き続き、松尾建設都市部長お願いします。

**○建設都市部長（松尾武喜君）（登壇）**

それでは、議案第13号 みやま市空家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、空家等対策の推進に関する特別措置法の改正に伴い、本条例を改正するものです。

改正の内容としましては、空家等の適切な管理に関して国が定める空家等対策の推進に関する特別措置法の改正に伴い、本市の条例で定義しておりました管理不全空家等について法律で定められることとなったため、立入調査や指導・助言、勧告などの措置も含め、法律に基づいた構成となるよう条例に所要の改正を行うものでございます。

あわせて、みやま市空家等対策協議会条例について、法改正による文言の変更等が生じていることから、附則において改正することとしております。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

**○議長（牛嶋利三君）**

これより質疑を行います。通告がありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第13号は産業建設常任委員会に付託をいたします。

**日程第23 議案第14号**

**○議長（牛嶋利三君）**

日程第23. 議案第14号 みやま市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を求めます。前原上下水道課長お願いします。

**○上下水道課長（前原俊也君）（登壇）**

改めましてこんにちは。では、議案第14号 みやま市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、地方自治法の改正に伴い、条例中で引用しております地方自治法の条文が繰り下がるために、条例に所要の改正を行うものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し

上げます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います。通告がありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第14号は産業建設常任委員会に付託をいたします。

#### 日程第24 議案第15号

○議長（牛嶋利三君）

日程第24. 議案第15号 みやま市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を求めます。前原上下水道課長、再びお願いします。

○上下水道課長（前原俊也君）（登壇）

議案第15号 みやま市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、国の所管替えに伴う水道法の改正により、条例中で引用しております厚生労働省令を国土交通省令に改める必要があるため、所要の改正を行うものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います。通告がありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第15号は産業建設常任委員会に付託をいたします。

#### 日程第25 議案第16号

○議長（牛嶋利三君）

日程第25. 議案第16号 みやま市消防手数料条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を求めます。北嶋消防長お願いします。

○消防長（北嶋俊治君）（登壇）

議案第16号 みやま市消防手数料条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部が改正されましたことに伴い、条例を改正するものでございます。

改正内容につきましては、危険物施設の貯蔵所のうち、浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置許可申請に係ります審査等手数料につきまして、政令に基づき、その額を改めるものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います。通告がありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第16号は総務常任委員会に付託をいたします。

#### 日程第26 議案第17号

○議長（牛嶋利三君）

日程第26. 議案第17号 指定管理者の指定について、提案理由の説明を求めます。木村環境経済部長をお願いします。

○環境経済部長（木村勝幸君）（登壇）

議案第17号 指定管理者の指定について、提案理由の御説明を申し上げます。

道の駅みやまの管理運営に当たっては、株式会社道の駅みやまを指定管理者として指定しておりますが、令和6年3月31日をもって、その指定期間が満了となります。

つきましては、引き続き株式会社道の駅みやまを指定管理者として指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

なお、指定の期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間とするものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願いいたします。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います。通告がありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第17号は産業建設常任委員会に付託をいたします。

#### 日程第27 議案第18号

○議長（牛嶋利三君）

日程第27. 議案第18号 みやま市道路線の廃止について、提案理由の説明を求めます。松尾建設都市部長お願いします。

**○建設都市部長（松尾武喜君）（登壇）**

議案第18号 みやま市道路線の廃止について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、道路法第10条第1項の規定に基づき、市道路線の廃止をするものでございます。

廃止する路線につきましては、別紙の表の左端の番号ごとに御説明いたします。

まず、番号1の4路線につきましては、県道整備に伴い、起点及び終点が変更になるため廃止するものでございます。

次に、番号2、番号3、番号4の4路線につきましては、道路整備に伴い、起点及び終点の変更になるため廃止するものでございます。

次に、番号5の路線につきましては、一部が私用地であり、公共の道路として利用されておりませんので、廃止するものでございます。

次に、番号6の路線につきましては、開発行為に伴い廃止するものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

**○議長（牛嶋利三君）**

これより質疑を行います。通告がありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第18号は産業建設常任委員会に付託をいたします。

**日程第28 議案第19号**

**○議長（牛嶋利三君）**

日程第28. 議案第19号 みやま市道路線の認定について、提案理由の説明を求めます。引き続き、松尾建設都市部長お願いします。

**○建設都市部長（松尾武喜君）（登壇）**

議案第19号 みやま市道路線の認定について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、道路法第8条第1項の規定により、市道路線の認定をするものです。

まず、番号1の5路線につきましては、県道整備に伴い、起点及び終点を整理し認定するものです。

次に、番号2、番号3、番号4の5路線につきましては、市道整備に伴い、起点及び終点

を整理し認定するものです。

次に、番号5の路線につきましては、市道路線の見直しにより認定するものです。

次に、番号6の2路線につきましては、開発行為により宅地造成された道路の帰属を受けたもの及び道路の寄附を受けたもので、新たに市道路線として認定するものです。

最後に、番号7の路線につきましては、飯江川の堤防道路を新たに市道路線として認定するものです。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

**○議長（牛嶋利三君）**

これより質疑を行います。通告がありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第19号は産業建設常任委員会に付託をいたします。

ここで暫時休憩をいたします。10分間、40分までですね。

午後2時30分 休憩

午後2時40分 再開

**○議長（牛嶋利三君）**

休憩を閉じて会議を再開いたします。

#### 日程第29 議案第20号

**○議長（牛嶋利三君）**

日程第29. 議案第20号 令和5年度みやま市一般会計補正予算（第8号）について、提案理由の説明を求めます。大坪財政課長お願いします。

**○財政課長（大坪康春君）（登壇）**

改めまして皆さんこんにちは。それでは、議案第20号 令和5年度みやま市一般会計補正予算（第8号）について、提案理由の御説明を申し上げます。私の場合、少々長くなります。よろしくお願ひいたします。

議案書は122ページからでございます。

令和5年度みやま市一般会計補正予算（第8号）は、歳入歳出予算にそれぞれ146,789千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ22,403,858千円といたしております。

まず、127ページをお願いいたします。

127ページから128ページまでは、第2表 繰越明許費補正でございます。計画に関する諸条件によるものなど、年度内に完成が見込めない事業につきまして、限度額を定めて翌年度に繰り越すものでございます。

次に、129ページをお願いいたします。

第3表 債務負担行為補正でございます。入札結果等により、翌年度以降の限度額を変更するものでございます。

続いて、130ページをお願いいたします。

第4表 地方債補正でございますが、入札結果など各事業費の増減に伴い、変更を行うものでございます。

続きまして、歳入予算の主なものについて御説明をいたします。133ページからでございます。

まず、11款 地方交付税は、決算見込みにより一般財源を調整して追加をいたしております。

次に、飛びまして135ページをお願いいたします。

15款1項の国庫負担金は、子どものための教育・保育給付費負担金及び新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金の減額など、歳出予算と連動し計上いたしております。

続きまして、136ページ。

15款2項2目の就学前教育・保育施設整備交付金82,686千円は、歳出予算と連動し追加をいたしております。

次に、飛びまして138ページをお願いいたします。

16款2項 県補助金のうち、4目の産地生産基盤パワーアップ事業費補助金17,781千円は、園芸農業における施設整備に係る補助金で、県100%の補助事業でございます。

次に、140ページをお願いいたします。

18款 寄附金は、個人及び株式会社道の駅みやまからの寄附金を計上いたしております。

次に、飛びまして142ページをお願いいたします。

21款5項4目の一般廃棄物処理施設整備精算金38,235千円は、有明生活環境施設組合における新ごみ処理施設建設負担金の精算金を追加いたしております。

次に、143ページ。22款の市債でございますが、臨時財政対策債や農林水産業債、過疎対策事業債など実績に応じ、追加または減額をいたしております。

続きまして、歳出予算について主なものを御説明いたします。

歳出予算は、令和5年人事院勧告による俸給表引上げに伴う会計年度任用職員報酬の追加補正や入札結果、決算見込みに応じて額を調整し、計上いたしております。144ページからでございます。

まず、2款1項9目の基金費は、合計で165,000千円を追加いたしております。そのうち、減債基金積立金は、後年度の市債の償還に備えるため1億円を追加いたしております。また、環境衛生施設整備基金積立金は、新ごみ処理施設建設負担金の精算金を財源に40,000千円を追加補正いたしております。

次に、飛びまして148ページをお願いいたします。

2款4項3目の県議会議員選挙費は、選挙が無投票であったため、減額補正をいたしております。

次に、149ページ。

3款1項3目の老人福祉費及び5目の重度障がい者医療対策費、7目のはり・きゅう・あん摩等助成費は、不足見込み分をそれぞれ追加いたしております。

続いて、150ページをお願いいたします。

3款2項2目の子どものための教育・保育給付費は、決算見込みに応じ、委託料の追加及び扶助費の減額をいたしております。

また、次の保育所等整備事業費補助金121,987千円は、竹井愛児園大規模改修の入札等による減額及び岩田幼稚園の園舎改築における基準額改定等による不足分を追加補正するものでございます。

次に、151ページとなります。3目の子ども医療費については、医療費が不足する見込みのため、15,000千円を追加いたしております。

続いて、152ページ、4款1項4目の脱炭素先行地域計画策定支援業務委託料8,000千円は、脱炭素先行地域の選定を目指すため、申請に必要な調査や事業計画策定の支援等を委託するものでございます。

次に、154ページをお願いいたします。

6款1項3目の産地生産基盤パワーアップ事業費補助金17,781千円は、低コスト耐候性ハウスの施設整備に対する補助を追加するものでございます。

飛びまして、157ページをお願いいたします。

8款4項2目の街路灯設置工事費は、県の歩道工事が3か年事業となったことに伴い、54,500千円を減額するものでございます。

続いて、158ページ。

9款1項. 消防費は、2目の消防団員退職報償金を実績に応じて減額いたしますほか、3目の消火栓維持費負担金4,000千円を追加いたしております。

最後に、飛びまして163ページをお願いいたします。

11款1項2目の林道施設災害復旧費は、国の災害査定が令和6年度となったことに伴い、145,000千円を減額するものでございます。

なお、詳細な内容につきましては、170ページ以降の資料に記載をいたしておりますので、御参照いただきたいと存じます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

**○議長（牛嶋利三君）**

これより質疑を行います。質疑の通告がありますので、発言を許可します。

歳出、4款1項1目. 環境衛生費に対する質疑を行ってまいります。4番河野一仁君。

**○4番（河野一仁君）**

それでは、私から質問でございます。152ページ、4款1項4目. 環境衛生費の委託料8,000千円についてお伺いいたします。

国の交付事業であるというふうなことで脱炭素先行地域の選定に向けての事業かと思えますけれども、その内容につきましては、先般の令和6年2月19日の全協の折に説明のほうは受けたところでございまして、内容については承知しておるところでございますけれども、その折にそういった予算の部分には全然触れてありませんで、今回この補正というようところで8,000千円というような金額が上がっておりましたものですから、その8,000千円についての詳細についてまずお伺いいたします。よろしくお伺いいたします。

**○議長（牛嶋利三君）**

木村環境経済部長。

**○環境経済部長（木村勝幸君）**

お答えします。

今、河野議員さんおっしゃったように、2月19日に脱炭素先行地域の取組について御報告

させてもらいました。今回の委託料についてはそのときはお話ししておりませんでした。脱炭素先行地域自体は、全協でお話ししたように、農業を中心に脱炭素を進めながら、一方で地域経済や暮らしの質を高めるような、我々が今描いている構想を説明したところでございます。

6月下旬に国の環境省のほうの公募の期限が示されましたというふうなお話をさせてもらったというふうに思いますが、そこで、構想を具体的に計画提案書という形で国のほうに提出をしていく必要がありますので、その作業に着手する必要があるわけですが、構想を具体化していく中で、ゼロカーボンとか、あるいは再生可能エネルギーに関するどうしても専門的な知見が必要となります。それから、事業の実施に当たって数値的な裏づけ等もその計画書をつくる中でどうしても求められてきますので、そういった脱炭素先行地域の計画を策定するのに専門的な知識がある方、そういった方がいらっしゃるコンサルタント会社のほうに支援の業務を委託しなければなかなか進められないというところで、今回、補正予算にお願いをしたというところでございます。

以上です。

**○議長（牛嶋利三君）**

4番河野一仁君。

**○4番（河野一仁君）**

ありがとうございます。コンサル料ということでございまして、そうしますと、その策定業務というのはなかなか広範囲というようなことで、こちらの部分に関しては民間事業との共同提案が必須というような内容もございます。そういったところから、先ほども言ったように広範囲に及ぶ資料の作成ということになることから、何となく理解はできるところでございます。

この先行地域の選定につきましては、一応これが100か所予定されてあるということで、既にそれでも74か所決まっておるということでございます。もちろん、他の既に先行されてあります地域のそういった事例等々も把握はされてあることかと思っておりますけれども、また、この件については、去年の第3回の定例会でやったかな、中尾議員さんからもこの内容に触れられてあったところもあるかと思っております。そういったところで、市のほうでもこれは重点項目として挙げてあるところでございますので、現在、みやま市としてどのような取組をしてあるか、分かる範囲で結構でございますけれども、状況を教えていただければと思っております。

が。

○議長（牛嶋利三君）

木村環境経済部長。

○環境経済部長（木村勝幸君）

お答えいたします。

既に本市ではエネルギーの地産地消とか、資源の循環とかというところで、みやまスマートエネルギー株式会社の設立とか、バイオマスセンター ルフランを設置して、そういった脱炭素につながる取組を進めてきたところがございますが、今回の脱炭素先行地域の応募に向けては、やはりいろんな事業者を巻き込んだり、あるいは市民を巻き込んだりしながら進めていかなければならないというところで、実は今年度市民のワークショップなんかを開催して、その中で地域課題の掘り起こしとか、脱炭素のどんなみやま市を描くのかというふうな話のワークショップなんかも取り組んできております。そういったものも踏まえて、今回の先日お話しした構想についてはまとめてきたというふうなところではございます。

具体的な脱炭素に関する取組としては、そのほかにも本年度はゼロカーボンマイスターの認定を初めてやって、そういった人たちをマイスターとして育成していくようなことを始めておりますし、補助事業としては従来、太陽光パネルとか蓄電池の設置の補助をやってきております。来年度予算には新たに省エネ家電の買換えなんかも補助制度を設けながら、省エネ、脱炭素に向けた取組をやっていこうということで今取り組んでいるところです。

あと一方、市役所の内部というか、市役所の施設的には、例えば、公用車を更新のときにEVに買い換えたり、あるいは公共施設のところにMIYAMAXとか、うちの別館のほうにも駐車場のところに充電器を設置しておりますが、そういったものを設置しながら、脱炭素、ゼロカーボンの取組を進めてきているというのが現状でございます。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

4番河野一仁君。

○4番（河野一仁君）

ありがとうございます。脱炭素についてのことは世界的に取り組んであるところがございますし、本当に毎日テレビ等々でも耳にするようなところで、本当にこれは地球規模で考えてあるところがございます。

今回のこの選考に当たっては、5回目のところでのチャレンジということになるんですかね。先ほど言いましたが、74地域ということが決まっているということで、残りが26か所ということで、なかなかこの辺も年々選考基準も厳しくなっているんじゃないかなというふうに予測はされるところでございます。

また、これがほかの自治体もやはり交付金等々がございますもんですから、一生懸命取り組んでいらっしゃるんじゃないかなというふうにも推測されるところでございます。本当になかなか厳しい状況でございますので、それでもしっかりと取り組んでいただき、これだけの予算を取ってあるということでございますので、できれば本当に市役所一丸となって、この取組に挑んでいただければなというふうに思っております。

できれば市長からも一言いただければ、これが最後、3回目ですもんね。市長からぜひ絶対取りに行くぞというようなどころでの意気込みをいただけたらありがたいと思いますが。

**○議長（牛嶋利三君）**

松嶋市長。

**○市長（松嶋盛人君）**

河野議員のお言葉にお答えいたしたいと思えます。

今週の日曜日でしたか、24日ですね。まいピア高田で環境講演会を開催いたしまして、環境保全はワンヘルスの理念ということでもございますし、そういう声もございましたし、人と動物の健康と環境の健全性を一体のものとして守るというワンヘルスの理念とこのゼロカーボンシティを目標にすることについては、私は整合性がある、一致して進めていかないといけないと思っている次第でもございます。ですから、環境の健全性を守るには、地球温暖化対策でありますとか、特に脱炭素の取組が非常に重要であると考えておるわけです。

今、環境経済部長も申しあげましたように、みやまスマートエネルギー株式会社とかバイオマスセンターとか、今一生懸命それも取り組んでいただいていますし、柳川の焼却場におきましても電力の買取りもできるようになりましたし、資源循環も進めているわけでございます。

ですから、脱炭素社会を実現するためには、河野議員おっしゃるように、ぜひとも脱炭素先行地域の取組をしっかりと進めたいと考えておるわけでございます。

ですから、そういう意味でも、先ほども申しあげました行政機構の改革、環境衛生課とエネルギー政策課を統合して環境政策課を設置したりとかしておりますし、新たに脱炭素推進

社会の推進係を設けて、ゼロカーボンシティみやまの実現に向け体制強化を図っていくことで今進めておるところでございます。

ただ、担当課だけではなかなか頑張ればできるものではありませんので、これは市役所全体で、また、市民も巻き込んでいかないと、この実現はできないと思っております。そういう意味でいいますと、私もしっかりリーダーシップを取って頑張りたいと思っておりますし、今、議員もおっしゃったように、既に74の地域が脱炭素の先行地域に指定されているということではございますけれども、ハードルは高いかもしれませんけど、しっかりこの予算を組むことによって、ぜひ算定されるように進めてまいりたいと思いますので、どうぞ御理解をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

以上をもちまして通告による質疑は終わりましたが、ほかに何か質問ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。

議案第20号は、会議規則第37条第3項の規定によりまして委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第20号は委員会付託を省略することと決定をいたしました。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第20号を採決いたします。

この採決は起立によって行ってまいります。

議案第20号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（牛嶋利三君）

起立多数であります。よって、議案第20号 令和5年度みやま市一般会計補正予算（第8号）は原案のとおり可決をされました。

日程第30 議案第21号

○議長（牛嶋利三君）

日程第30. 議案第21号 令和5年度みやま市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を求めます。大坪財政課長お願いします。

○財政課長（大坪康春君）（登壇）

それでは、議案第21号 令和5年度みやま市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の御説明を申し上げます。

議案書は182ページからでございます。

令和5年度みやま市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、歳入歳出予算にそれぞれ171,566千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5,579,114千円といたしております。

それでは、歳入予算から御説明いたします。187ページをお願いいたします。

4款1項1目. 保険給付費等交付金は、歳出の決算見込みに応じて調整し、次の188ページとなります、7款1項1目の前年度繰越金は、一般財源の額を調整して追加をいたしております。

続きまして、歳出予算について御説明をいたします。189ページからでございます。

2款1項1目. 一般被保険者療養給付費は、医療費の決算見込みに応じて、療養給付費保険者負担金70,000千円を追加いたしております。

続いて、190ページをお願いいたします。2款2項1目の一般被保険者高額療養費も同様に決算見込みに応じて40,000千円を追加いたしております。

次に、191ページをお願いいたします。

5款1項1目の国保財政調整基金積立金は、国民健康保険事業の安定した運営を確保するため、50,000千円を積み立てるものでございます。

最後に、192ページをお願いいたします。

7款1項3目の国県支出金等返還金11,566千円は、令和4年度交付金の返還金でございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います。通告がありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第21号は、会議規則第37条第3項の規定によりまして委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第21号は委員会付託を省略することと決定をいたしました。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第21号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第21号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（牛嶋利三君）

起立多数であります。よって、議案第21号 令和5年度みやま市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決をされました。

#### 日程第31 議案第22号

○議長（牛嶋利三君）

日程第31. 議案第22号 令和5年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について、提案理由の説明を求めます。引き続き大坪財政課長お願いします。

○財政課長（大坪康春君）（登壇）

それでは、議案第22号 令和5年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について、提案理由の御説明を申し上げます。

議案書は193ページからでございます。

令和5年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は、介護保険事業勘定の歳入歳出予算にそれぞれ120,918千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5,237,443千円といたしております。

まず、196ページをお願いいたします。

第2表 債務負担行為補正でございますが、入札結果等により翌年度以降の限度額を減額するものでございます。

次に、歳入予算でございますが、199ページをお願いいたします。

1款 介護保険料から、少し飛びます203ページとなります、7款 一般会計繰入金までは、歳出予算と連動し、それぞれ計上をいたしております。

次に、204ページをお願いいたします。

8款 繰越金は、一般財源の額を調整し追加をいたしております。

次に、歳出予算について御説明をいたします。205ページからでございます。

4款2項1目の介護予防普及啓発事業委託料900千円は、クラブ数の増加に伴い不足分を追加するものでございます。

最後に、206ページでございます。

5款1項の基金積立金は、介護保険事業の安定した運営を確保するため、介護給付費中期財政調整基金へ120,000千円を積み立てるものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

**○議長（牛嶋利三君）**

これより質疑を行います。通告がございませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第22号は、会議規則第37条第3項の規定によりまして委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（牛嶋利三君）**

御異議なしと認めます。よって、議案第22号は委員会付託を省略することと決定をいたしました。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第22号を採決いたします。

この採決は起立によって行ってまいります。

議案第22号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（牛嶋利三君）

起立多数であります。よって、議案第22号 令和5年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決をされました。

#### 日程第32～第38 議案第23号～議案第29号

○議長（牛嶋利三君）

日程第32. 議案第23号 令和6年度みやま市一般会計予算から日程第38. 議案第29号 令和6年度みやま市下水道事業会計予算についての7件について提案理由の説明を求めます。大坪財政課長、引き続きお願いします。

○財政課長（大坪康春君）（登壇）

それでは、議案第23号から議案第27号までの5件は一般会計と特別会計の令和6年度当初予算をお願いするものでございます。提案理由につきましては一括して御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。また、少し長くなりますが、よろしくお願いいたします。

それでは、議案第23号 令和6年度みやま市一般会計予算を御説明いたします。

予算書は3ページを、予算資料については議案書212ページをお願いいたします。

令和6年度みやま市一般会計予算は、歳入歳出それぞれ21,045,000千円といたしております。前年度と比較して1,072,000千円の増、率にしてプラス5.4%となっております。ワンヘルス、ゼロカーボンシティ、出産・子育て支援を積極的に推進することにより、将来にわたり住み続けることのできる持続可能で魅力あふれるまちを目指した予算といたしております。

それでは、当初予算案の具体的内容につきまして、歳入予算の主なものを予算書は14ページの事項別明細書及び議案書のほうは233ページからの資料により、増減理由を中心に御説明をいたします。

まず、市財政の根幹となります1款。市税は、定額減税に伴う個人市民税の減収を見込んでおります。また、法人市民税及び固定資産税も減収見込みであり、市税全体では前年度比4.7%減の3,581,292千円と見込んでおります。

次に、2款から12款までの交付金等は、地方財政計画等に応じ計上いたしております。そのうち、7款。地方消費税交付金は、国の消費税収が減収となる見込みのため、前年度比43,000千円減の787,000千円と見込んでおります。

続いて、11款。地方交付税は、公債費の増や国税の増収等により、前年度比4億円増の61億円を計上いたしております。

次に、15款。国庫支出金及び16款。県支出金は、歳出予算に応じ計上いたしております。

まず、15款。国庫支出金は3,077,168千円で、前年度比45,982千円の減といたしております。就学前教育・保育施設整備交付金の減が主な要因でございます。

続いて、16款。県支出金は1,900,902千円で、前年度比24,241千円の増といたしております。ため池ハザードマップ作成や地震豪雨耐性評価業務等に係る補助金である農村地域防災減災事業費補助金の増が主な要因でございます。

次に、19款。繰入金は2,124,059千円で、前年度比351,502千円の増といたしております。財源調整を行うための財政調整基金繰入金1,470,000千円、産業団地造成事業に充てるための地域雇用創出基金繰入金350,000千円などの取崩しを計上いたしております。また、ふるさと納税を活用するため、ふるさとみやま応援基金繰入金2億円を計上いたしております。

最後に、22款。市債は1,819,700千円の借入れを見込んでおります。前年度比355,700千円の増、プラス24.3%となっております。そのうち過疎対策事業債は1,251,500千円を計上し、前年度比332,900千円の増といたしております。これは産業団地造成事業や統合小学校体育館整備事業の増によるものでございます。

続きまして、歳出予算の主な事項につきまして御説明をいたします。

予算書は16ページ、議案書のほうは235ページの増減理由を中心に御説明をいたします。

まず、1款。議会費は170,498千円で、前年度比857千円の減といたしております。議員共済会負担金の減が主な要因でございます。

また、2款。総務費は2,296,864千円、前年度比45,567千円の増、率にしてプラス2.0%でございます。マイホーム取得補助金の増が主な要因でございます。

続いて、3款。民生費は7,417,121千円、前年度比139,171千円の減、マイナス1.8%でござ

ございます。これは前年度に岩田幼稚園及び竹井愛児園の園舎改修等に係る補助金の減があったことが主な要因でございます。

次に、4款．衛生費は1,734,846千円、前年度比130,818千円の増、プラス8.2%でございます。旧清掃センター解体工事費やごみ収集等運搬委託料の増が主な要因でございます。

次に、6款．農林水産業費は1,362,521千円、前年度比32,967千円の減、率にしてマイナス2.4%でございます。これは水田農業担い手機械導入支援事業補助金の減などによるものでございます。

続いて、7款．商工費は947,534千円で、前年度比315,815千円の増、率にしてプラス50.0%の大幅増でございます。産業団地造成工事費の増が主な要因でございます。

次に、8款．土木費は1,751,979千円、前年度比9,352千円の増、プラス0.5%といたしております。下庄雨水ポンプ場設備改修工事費の増が主な要因でございます。

次に、9款．消防費は780,358千円を計上いたしております。前年度比73,674千円の増、プラス10.4%でございます。これは山川東部格納庫新築工事費の増によるものでございます。

続いて、10款．教育費は2,145,691千円、前年度比466,886千円の増、率にしてプラス27.8%の大幅増となっております。高田小学校の体育館建設工事及び外構等整備工事費の増によるものでございます。

次に、11款．災害復旧費は184,005千円で、前年度比40,000千円の減となっております。公共土木施設単独災害復旧事業費の減が主な要因でございます。

最後に、12款．公債費は2,211,761千円で、前年度比242,866千円の増、プラス12.3%でございます。令和元年度過疎対策事業債借入分の元金償還が始まったことなどが主な要因でございます。

以上が令和6年度一般会計予算の概要でございます。

続きまして、特別会計予算について御説明をいたします。

各特別会計の状況は、議案書の231ページに一覧表をお示しいたしております。

それでは、議案第24号 令和6年度みやま市国民健康保険事業特別会計予算を御説明いたします。

予算書261ページをお願いいたします。

令和6年度みやま市国民健康保険事業特別会計予算は、歳入歳出それぞれ5,273,446千円といたしております。前年度と比較して135,418千円の減でございます。国民健康保険制度

改革により、平成30年度から県が国民健康保険の財政運営の責任主体となっており、歳入予算では国民健康保険税及び保険給付費等交付金、歳出予算では保険給付費及び国保事業費納付金が主なものでございます。

なお、令和6年度においても、本市の保険税率を県の標準保険料率のとおり改定する予定といたしております。

続いて、議案第25号 令和6年度みやま市後期高齢者医療特別会計予算でございます。

予算書305ページをお願いいたします。

令和6年度みやま市後期高齢者医療特別会計予算は、歳入歳出それぞれ796,481千円といたしております。前年度と比較して58,658千円の増でございます。歳入では、後期高齢者医療保険料の増、歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金の増を見込んでおります。

次に、議案第26号 令和6年度みやま市介護保険事業特別会計予算でございます。

予算書333ページをお願いいたします。

令和6年度みやま市介護保険事業特別会計予算は、歳入歳出それぞれ5,017,802千円といたしております。前年度と比較し106,058千円の減、マイナス2.1%でございますが、そのうち介護保険事業勘定の総額を4,995,657千円と、介護サービス事業勘定の総額を22,145千円といたしております。3か年計画であります第9期介護保険事業計画の初年度に当たり、この計画に応じて保険給付費を見込み、計上をいたしております。また、要支援者などに対する介護予防事業や包括的支援事業費を計上いたしております。

最後に、議案第27号 令和6年度みやま市用地特別会計予算でございます。

予算書407ページをお願いいたします。

令和6年度みやま市用地特別会計予算は、歳入歳出それぞれ3千円といたしております。この会計は、公共事業の円滑かつ効率的な執行のため、用地を先行取得することを目的に設置いたしておりますが、令和6年度も事業計画がございませんので、費目のみの計上といたしております。

以上、長くなりましたが、御説明申し上げます。よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

それでは、議案第28号、第29号、前原上下水道課長お願いいたします。

○上下水道課長（前原俊也君）（登壇）

議案第28号 令和6年度みやま市水道事業会計予算について、提案理由の御説明を申し上げます。

予算書419ページからになります。

令和6年度予算につきましては、第2条 業務の予定量として、給水戸数1万1,950戸、年間総給水量238万3,000立方メートル、1日平均給水量6,529立方メートルと見込み、編成いたしております。

建設改良事業につきましては、主なものといたしまして、送配水管の更新を予定しております。

それでは、予算案の内容について、まず、第3条 収益的収入及び支出について御説明申し上げます。

事業収益を523,521千円、事業費用を495,834千円といたしております。

事業収益につきましては、営業収益として水道料金等を497,219千円、また、営業外収益として、繰入金及び長期前受金戻入などを26,299千円と見込んでおります。

事業費用につきましては、営業費用として人件費、受水費、修繕費及び減価償却費等を475,239千円、また、営業外費用として、企業債の支払利息等を19,144千円計上しております。

次のページをお願いいたします。

第4条 資本的収入及び支出について御説明申し上げます。

収入を189,614千円、支出を581,611千円といたしております。

収入につきましては、企業債1億円、出資金40,464千円、工事負担金7,200千円、国庫補助金41,950千円を見込んでおります。

支出につきましては、建設改良費として487,056千円、企業債償還金といたしまして87,353千円を計上しております。

収入額が支出額に対し不足する391,997千円につきましては、損益勘定留保資金等で補填いたします。補填財源の明細を453ページに記載しておりますので、御参照ください。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

それでは、議案第29号 令和6年度みやま市下水道事業会計予算について、提案理由の御説明を申し上げます。

予算書455ページからになります。

なお、事業ごとの予算書を議案書の議案第29号資料に添付しておりますので、併せて御覧いただきますようお願いいたします。

令和6年度の予算につきましては、第2条 業務の予定量として、接続戸数5,250戸、主な建設改良事業につきましては、公共下水道管渠整備事業として373,000千円、浄化槽整備事業として144,000千円を予定しております。

それでは、予算案の内容につきまして、まず、第3条 収益的収入及び支出から御説明申し上げます。

事業収益を720,392千円、事業費用を705,392千円といたしております。

事業収益につきましては、営業収益として使用料等を326,665千円、また、営業外収益として、他会計補助金及び長期前受金戻入等を393,727千円と見込んでおります。

事業費用につきましては、営業費用として人件費、処理場等の維持管理費及び減価償却費等を664,712千円、また、営業外費用として、企業債の支払利息等を38,927千円計上いたしております。

次のページをお願いいたします。

第4条 資本的収入及び支出について御説明申し上げます。

収入を605,539千円、支出を737,149千円といたしております。

収入につきましては、企業債178,600千円、他会計出資金61,001千円、他会計補助金160,445千円、国庫補助金174,000千円、県補助金8,432千円、分担金及び負担金23,051千円を見込んでおります。

支出につきましては、建設改良費として585,673千円、企業債償還金といたしまして149,724千円を計上しております。

収入額が支出額に対し不足する131,610千円につきましては、損益勘定留保資金等で補填いたします。補填財源の明細を487ページに記載しておりますので、御参照ください。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

**○議長（牛嶋利三君）**

ただいまから令和6年度予算の審議に入りますが、今後、議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、審査をすることといたしておりますので、質疑については簡潔にお願い

をいたします。

質疑は、議案第23号から議案第29号まで一括して行ってまいります。

これより質疑を行います。通告がありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りをいたします。議案第23号から議案第29号までの7件は、議員全員で構成をする予算審査特別委員会を設置し、これに付託をして審査することにしたいと思っております。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（牛嶋利三君）**

御異議なしと認めます。よって、議案第23号から議案第29号までの7件は、議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することと決定をいたしました。

お諮りをいたします。議事の都合によりまして、3月1日を休会にしたいと思っております。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（牛嶋利三君）**

御異議なしと認めます。よって、3月1日を休会とすることに決定をいたしました。

以上をもちまして本日の日程は全部終了をいたしました。

本日はこれで散会をいたします。

なお、次の本会議は3月4日となっておりますので、御承知おきを願います。

**午後3時36分 散会**